

近世肥後藩の村落構造とその展開過程

— 玉名郡中富手永を中心に —

久 武 哲 也

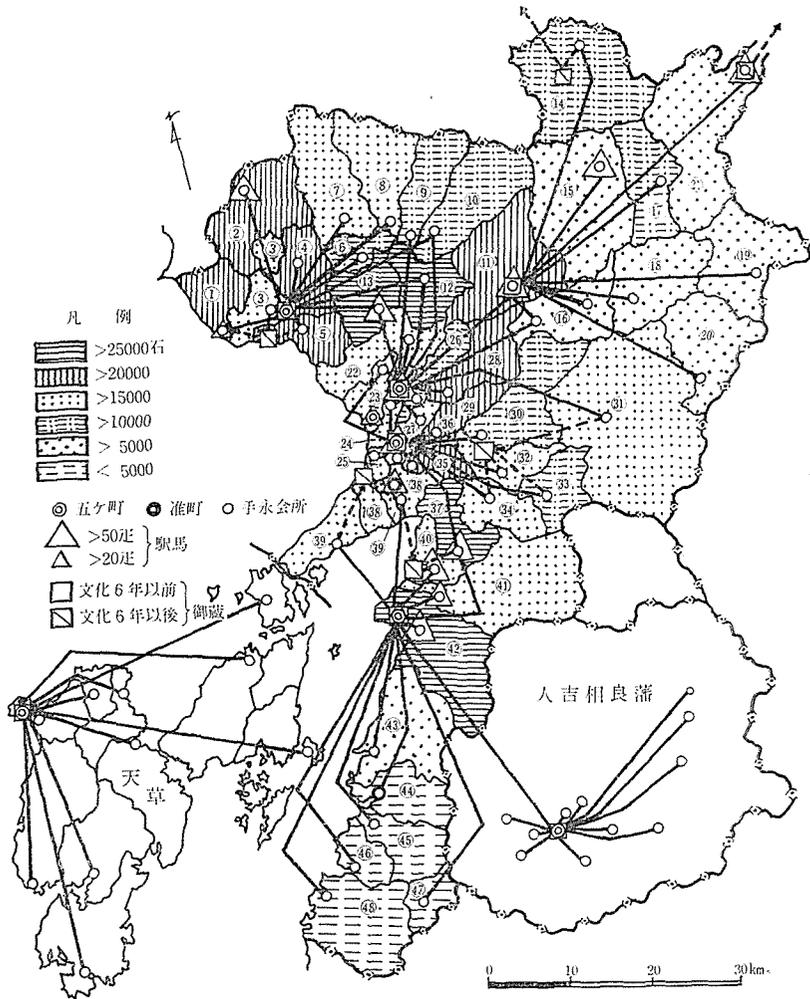
【要約】 本稿は肥後藩の近世村落構造の基本的性格の検討と、村落の展開過程を通しての地域的類型を意図したもので、その基礎的作業をなすものである。藩全体にわたる村落展開過程をまず生産力の面から四つに類型化すると同時に、最も典型的な類型（I・b型）の例として玉名郡中富手永を考察の対象とし、従来使用されることの少なかった「手永鑑」「手永絵図」等の史料に検討を加えた。具体的には村落レベルでの開発過程を農業生産力の展開過程との対応関係で見る一方、集落構成、知行形態、地方組織など村落構造の基本的側面との相互連関に視点を置き分析を行なった。

初期「郷帳」から中期の延宝期から享保期にかけての前期開発では丘陵地域と低地域という地域的枠組を持ち、開発規模、様式、進展度の差異が集落構成、知行形態にも反映されているが、開発と農業生産力は、ほぼ対応した形で展開している。中期以降、開発が低地域に移行するにつれ、村落間に階層分化を生じると同時に旧来の開発の技術的レベル・開発資本、労働夫役組織、水利施設などが桎梏になり、開発規模と農業生産力の一義的対応は見られなくなり生産力は次第に停滞し、既存村落耕地の荒廃化現象などがみられた。新地開発耕地と既存村落耕地との生産力展開の差異が明瞭になるにつれ、後期の開発は既存村落耕地の安定化、再開発の方向に移行していった。宝暦期を中心にする一連の改革、村落レベルの「寄村」統合などはその移行の前提をなすものであり、既存の水利体系、地方組織の再編成過程の一環としてあらわれてきたと云えよう。

史林 五七巻二号 一九七四年三月

一 はじめに

肥後藩の近世村落構造については、主として藩政成立期を中心に農民層の分解過程^①、家族構成や村落成立の経済的基盤^②



第I図 肥後藩手永と貢租米収納過程

玉名郡 ①荒尾 ②南関 ③坂下 ④内田 ⑤小田 ⑥中富) 山鹿郡 ⑦山鹿 ⑧中村
 菊池郡 ⑨深川 ⑩河原) 合志郡 ⑪大津 ⑫竹迫) 山本郡 ⑬正院) 阿蘇郡 ⑭北里
 ⑮内牧 ⑯布田 ⑰坂梨 ⑱高森 ⑲野尻 ⑳菅尾) 直入郡 ㉑久住) 飽田郡 ㉒五
 町 ㉓池田 ㉔横手 ㉕銭塘) 託麻郡 ㉖本庄 ㉗田迎) 益城郡〔㉘上益城郡 ㉙沼山津
 ㉚鏡 ㉛木倉 ㉜矢部 ㉝甲佐) 下益城郡 ㉞砥用 ㉟中山 ㊱廻江 ㊲杉島 ㊳河江〕
 宇土郡 ㊴松山 ㊵郡浦) 八代郡 ㊶野津 ㊷種山 ㊸高田) 芦北郡 ㊹田浦 ㊺佐敷
 ㊻湯浦 ㊼津奈木 ㊽久木野 ㊾水俣)

などの側面、あるいは地方統治組織としての手永^④、その成立期における給知形態との関係から既にかんがりの研究蓄積がなされているが、その視点は多く初期村落に限定され、成立期以降の継続的展開過程については殆んど触れられず、特に中期以降の村落構造の変質過程についての研究は史料的关系からも極めて少ない^⑥。

本稿ではこれらの成果をふまえつつ、藩独自の地方統治組織として成立した手永を一つの考察単位とし、その内部村落の展開過程を通して手永の持つ基本的性格、ないし村落構造の地域的類型を設定しようとするものである。

そして又、これらの検討を通じて、最近歴史地理学の中心的課題として研究が進められている「歴史的領域」^⑦の問題と関連しながら、従来指摘されながら検討される事の少なかった手永の意義づけに資すれば幸いである。

具体的には既往の研究の中で分析の必要性が指摘されながらも、史料の時期的・地域的偏りのために利用される事の少なかった肥後藩各手永の「手鑑」^⑧や「手永絵図」^⑨更に「手永風土記」^⑩など手永内村落を統一的に押えられる地方史料を中心に取上げ、集落構成・石高変化・地方組織・知行形態、更には水利施設、用水懸、祭祀組織など近世村落構造分析の基本的要素について出来る限り検討し、その個々の要素の相互関連に重点を置いて見ていきたい。他藩の村明細帳と比較される「手永鑑」について見ると時期的には手永領域が確定する延宝期から貞享期以降編纂されたものが大部分であり、同様な時期的制約は「手永絵図」^⑪に関しても見られ、「測量分見絵図」など藩庁の実測図型式「手永絵図」が作製されるのは文政期前後である^⑫。村落展開過程を検討する際の初期から中期にかけての史料は検地帳・郷帳、更に宝暦期の地引合御図帳などの所謂領主側の史料に依らざるを得ず「手永鑑」他の地方史料との乖離が若干見られる。この点は「手永絵図」や「郡絵図」等の記載様式を比較検討し、不明の点は実地調査によって補足していった。

① 安藤精一「近世初期肥後農村の社会構成」(経済理論九)同「近世九州に於ける農民層の分化」(九州経済史研究第一集)

② 杉本尚雄「近世初期肥後農村の家族と村落構成」(熊本大学教育学部紀要第三号)

③ 森田誠一「近世における村落成立とその経済的基盤」(西日本史学第十四号)

- ④ 津下剛「肥後藩の手永制度」(経済史研究第三四号)、内村政光「肥後藩の農村制度」(熊本地歴研究会刊)、松本寿三郎「近世初期細川藩における農村支配―手永―の成立を中心として」(熊本史学第二三号「豊後国速見郡由布院の村落構造」所収)、森下功「肥後藩手永惣庄屋一覽」(熊本近代史史料第一集、花岡興輝「手永制度の成立」(竜峯村史近世編所収))
- ⑤ 森山恒雄「地方知行」の二考察―肥後藩初期の『給知百姓』を中心として―(一)(二)(社会経済史学二六卷三三・六号)同、「郷村制と地方知行制の関係」(九州史学第六号)同「肥後藩統治に関する一試論―八代城番をめぐる―」(地方史研究第四四)
- 西山禎一「肥後細川藩初期の給知の分布について」(熊本大学法学部国史同窓会編「原田敬明先生古稀記念国史論叢」所収)同、「知行替地の一考察―肥後藩首席家老松井氏について―」(九州史学第二六号)
- 鎌田浩「肥後藩の給知制」(熊本大学「法文論叢」第十二号)渋谷敏美「肥後藩の年貢について」(熊本史学第三〇号)他
- ⑥ 松本雅明「近世村落の成立と展開―熊本県下益城郡城南町について―」(民族学研究第二七卷二号)
- 原田敬明「農村村落の変遷」(熊本大学法学部国史科同窓会編「原田敬明教授遺言記念論文集」所収)
- ⑦ 服部昌之「歴史的地域の諸問題」(広島女子短期大学研究紀要第十二号)山澄元「近世の『郷』の歴史地理学的意義」(織田武雄先生退官記念人文地理学論叢)所収)他
- ⑧ 「手永鑑」は他藩の村鑑大概帳にあたるものであるが、村明細帳が報告書であるのに対して「手永鑑」は一種の「志備録」に当る。既に

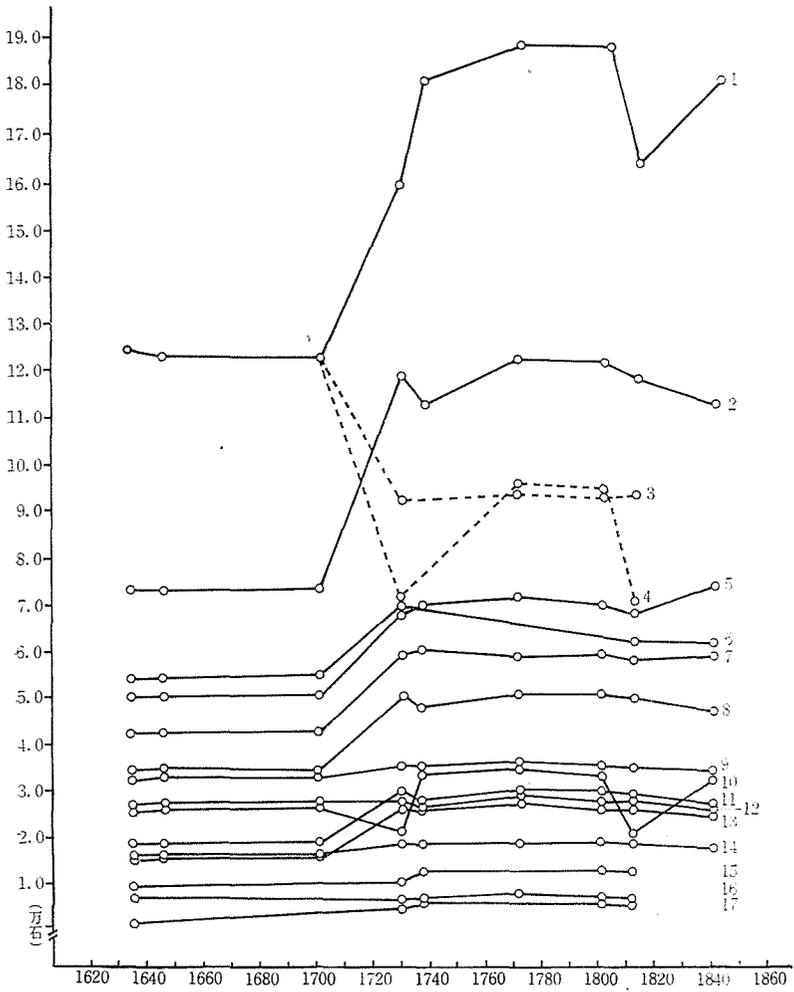
- 「廻江手永鑑」(天保十三年)「南郷布田手永萬貫付御手鑑帳」(宝曆七年)「内田手永略鑑」(天保十五年亨)「山鹿郡中村手永鑑」(天保九年)「山鹿・中村・深川・河原手鑑」(明治五年)「深川手永鑑」(文化十一年)「北里手永鑑」(文化元年)「肥後国手鑑」(享保十七年)「飽田、託麻郡手鑑」(寛政三年)「中村手永御蔵手鑑」(宝曆二年)他多くが知られている。
- 熊本女子大学郷土文化研究所編「肥後藩の農業構造」同「肥後藩の農村構造」同「肥後藩の経済構造」参照。本稿で利用するのは「文化十一年戊辰八月萬手鑑」(「中富手永鑑」と呼称されるもの)である。
- ⑨ 熊本女子大学郷土文化研究所編「熊本県古地図目録」(熊本県史料集成別冊第一集)十六各郡の絵図のうち手永絵図は三一五〜三一八、三二一〜三二二、三二四、三二八、三三〇〜三三一、三三三〜三三四の十二枚のみで「五町」「横手」「田迎」「中富」「深川」「野尻」「北里」「鯉」「木倉」の十手永しか残存しない。
- 本稿で利用する「手永絵図」は、その中で最も村落構造について記載の詳細な「中富手永絵図」(七五×一〇四cm)目録三三四で製作年代は記載内容から考えて明和〜寛政期のもと思われる。
- ⑩ 「手永風土記」は現在のところ文化九年「玉名郡中富手永風土記」のみであり、花岡興輝の校訂がある。
- ⑪ 森下 前掲論文註④参照
- ⑫ 圭壺講成「肥後藩絵図について」(前掲書⑨所収)「測量分見絵図」の場合分度計で方位を正し、丈量で町数を正す方法をとる「五町手永」「田迎手永」絵図はこの型式に属するが「中富手永絵図」はそれ以前のものに属する。

二 村落展開過程から見た対象地域の位置づけ

① 村落展開過程の地域的類型

本稿で取扱う玉名郡中富手永内の村落とその展開過程の位置づけを行うために、まずその前段階として肥後藩全体のレベルでの展開過程を若干検討しておこう。

まず寛永十一年「肥後国並豊後国之内郷帳」(以下「郷帳」と略)から天保十一年「肥後国郡高手永村附」(以下「村附」と略)に至るまでの肥後藩の生産力展開過程を石高を指標にして郡別単位で検討してみると、第Ⅰ図の様に示される。初期の段階では各郡とも石高の増加率は低く、元禄―享保期に増加傾向の一段階が見られる。元禄期以前の石高は停滞しているが、この点は史料の関係から「郷帳」が現高でなく郷高表示で集計されていることによると思われるが、全体の傾向は大概、看取出来る。以下領国としての地域的単位を考慮して、肥後藩領内のうち豊後国直入郡と海部郡、及び大分郡は一応考察の範囲から除外しておく。この三郡を別にとすると、石高の増加が顕著に見られるのは益城郡、玉名郡、次いで飽田郡、阿蘇郡、八代郡、合志郡となり、総石高で四万石以下の山鹿、宇土、託麻、菊池、山本、芦北諸郡は、ほぼ停滞している。益城郡の場合、上益城、下益城両郡分離以後の過程をみると、上益城郡は総石高九万石の水準で一定しているのに対し、下益城郡は安永期に至る迄の上昇は極めて著しいが、享和期以降の段階では再び急激な下降線を辿っている。享保期から享和期までの約七十年間は、下益城、宇土両郡地域を例外にすれば全般的に停滞し、享和期から文化期に至る期間では下益城、宇土両郡の急激な下降線が見られる他、玉名、阿蘇、合志諸郡でも漸次下降傾向を示している。以上の様な郡レベルでの地域的な石高変化の過程と、村落レベルの生産力の展開過程とを付合わせて比較してみよう(第Ⅲ図)。一村(本村)当りの石高を、郡レベルと同様、前期を「郷帳」で、中期を享保十六年^①「宣紀時代手鑑」で代表させて検討し、末期を手永「村附」でみると、肥後藩十二郡の平均は第Ⅲ図で示される様に五八四石↓四九六石↓四九五石と中期以降全

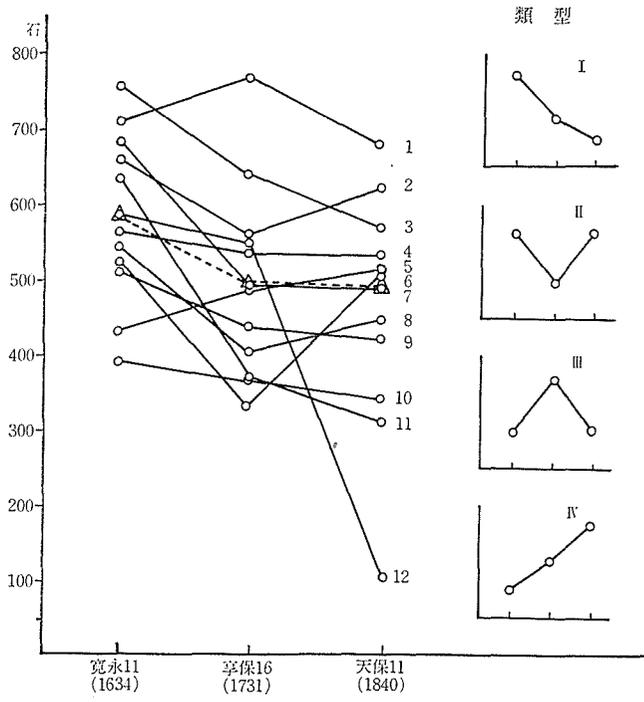


第Ⅱ図 郡別石高変化

1. 益城郡 2. 玉名郡 3. 上益城郡 4. 下益城郡 (3. 4は益城郡が分れたもの)
 5. 飽田郡 6. 阿蘇郡 7. 八代郡 8. 合志郡 9. 山鹿郡 10. 宇土郡 11. 託麻郡
 12. 菊池郡 13. 山本郡 14. 芦北郡 15. 大分郡 16. 海部郡 17. 直入郡

を整理・類型化すると第Ⅲ図の右欄に示したように大きく四つに区分できるといえよう。

(Ⅰ)前期から中・後期と全期にわたって一村落の平均規模が低下し、下降線を迎えるもの、(Ⅱ)前期から中期にかけて上昇傾向を示し、中期から低下し、中期から末期にかけて上昇傾向を示すもの、(Ⅲ)、(Ⅳ)と逆に前期から中期にかけて上昇傾向を示し、中期から



第Ⅲ図 1 村落当りの石高増減とその類型
 1. 八代郡 2. 託麻郡 3. 山鹿郡 4. 合志郡 5. 益城郡 6. 宇土郡
 7. 玉名郡 8. 飽田郡 9. 山本郡 10. 菊池郡 11. 阿蘇郡 12. 芦北郡
 類型Ⅰ (山鹿郡、合志郡、玉名郡、山本郡、阿蘇郡、菊池郡、芦北郡)
 Ⅱ (宇土郡、託麻郡、飽田郡) Ⅲ (八代郡) Ⅳ (益城郡)
 図中破線は肥後藩の平均石高を示す。各郡の位置とその中に含まれる手元については図1参照

く停滞している事になる。「郷帳」段階で肥後藩全体の平均村高(本村単位)より規模が大きなのは、阿蘇、託麻、玉名、八代、山鹿の五郡だけであるが、中期「手鑑」段階では合志、芦北両郡が各々、五四一石、五五一石となり、八代、山鹿、託麻諸郡の七六六石、六三九石、五六八石に次いで平均規模より大きくなっている。しかし阿蘇、玉名両郡は逆に、三七六石、四三八石と急激に減少している事が知られる。

末期の「村附」では、八代、託麻、山鹿、合志諸郡の他、益城、宇土郡が平均規模を上まわっている。

この様に前期↓中期↓後期と長期間に亘る村落レベルでの石高変化の傾向

後期で下降線を辿るもの(Ⅳ)全期間を通して増加傾向を示すもの、と大別してこの四つの類型が複雑な展開パターンを説明するものと云えよう。

第(Ⅰ)類型としては、藩内十二郡の中で七郡(山鹿・合志・玉名・山本・阿蘇・菊池・芦北)がこれに属する。だが、第Ⅱ図を見て容易に察せられる様に山鹿・菊池・芦北諸郡では「郷帳」の段階から手永「村附」段階まで全村石高は、ほぼ停滞している。この停滞現象は一つには村数が増大しても郡全体としての生産力が上昇傾向を示さず一方的に村落規模の縮小・分化を招来した事を示すもので(Ⅰ)―②型として区別して考える。これに対して、郡全体としての生産力は上昇傾向を示しながらも個々の村落レベルの生産力は、下降線を辿っているものを(Ⅰ)―③型とすると玉名、合志、阿蘇諸郡がこれに属する。地域的に検討してみると、石高上昇傾向を示す村落が局地的に集中している一方で、石高減少を示す村落が地域内に多数存在していた事が知られるし、更に洞察を加えれば、(Ⅰ)―③型が村落間の階層分化を伴わない窮乏傾向をとるのに比して(Ⅰ)―④型は村落間格差ないし地域的階層分化の進展が著しい事を示唆している。

(Ⅱ)型に属するのは三郡(宇土、託麻、飽田)だけであるが、前期の段階では郡内全域にわたって石高は停滞ないし、減少低下の傾向を示しているが、中期以降の一村当りの石高が上昇する一方、郡域全体の石高も増加している。第Ⅰ図でも知られる様に(Ⅱ)型に属する郡は熊本城下町や宇土支藩の膝元の地域であり、託麻郡田迎手永では末期「村附」段階では一村当りの平均石高が千五百石を越えるまで発展している。

(Ⅲ)型に属するのは八代郡だけであるが、(Ⅱ)型と逆に郡域全体としての石高の上昇率は低く、前期の村落レベルでの石高は漸次上昇しながらも、後半期の段階では(Ⅰ)―④型をとるもので、西村らによって指摘された如く、八代平野を中心にした干拓新田村落の零落過程^⑤とも密接に関連している。

(Ⅳ)型は益城郡だけで全期にわたって村落レベルでの石高上昇と郡域全体の上昇傾向とが相互に対応している。

天和二年矢部手永等で施行された、出村・出目等、新開村の「寄村」統合^⑥に見られるように、前期から山間丘陵地域の

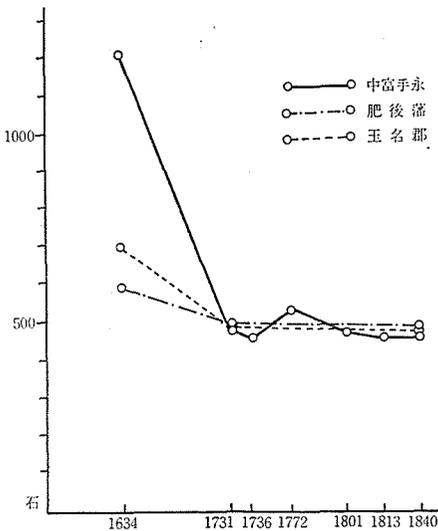
開発が押し進められていたもので、後期段階で継続して開発が行なわれている事が知られる。

② 対象地域における村落展開の類型

以下本稿で検討する中富手永の場合は、玉名郡(Ⅰ)―⑥型)に属しているが、「郷帳」記載の本村は八村(郷高、九六九七石)で一本村当りの平均石高は一二二石、中期の享保期で手永総石高一四、五六〇石、村数三〇ど、一村当り四八五石。元文年間では村数が三一、石高一四、四九二石で一村当りの石高は四六七石。安永期では村数二七(小村一五)で石高一四五〇六五石、文化年間では村数三一、石高一四八二二石(本高一四五〇六石、新田高三一五石)で平均村高規模は四七八石となる。前半期の段階に村落の開発分胞が多かった事を示すと同時に、中・後期の段階では石高、村数とも停滞しⅠ―⑥型の展開パターンをとっている。中富手永の総石高は肥後藩全体の手永平均規模とほぼ同じであり、展開過程でも極めて類似した傾向(Ⅰ)―⑥型)をとっている(第Ⅳ図参照)。肥後藩全体村落展開過程の分析においてある意味では平均的な動向を示すと考えられる。

中富手永の場合、玉名郡の内、菊池川中流部に位置し第Ⅴ図のように地域的には菊池川支流の岩野川、千田川によって開折された五十―百米の低平な丘陵部をなす千田、米野、持松、岩原地域と、内田川、迫間川、合志川等の菊池川支流が合流する分田、中富、握屋などの二十―三十米の低平な地域とに大きく区分される。中世以来千田村を治署とする千田荘の領域でその境界は米野村の内であった姫井が手永制施行後内田手永に編入された他、大きな変更は見られない。延宝期から貞享期にかけての手永併合の時期にも、中世以来の千田庄域は変更されず、明治三年まで連続している。

第Ⅳ図 中富手永1村当りの石高変化



① 寛永十一年八月「肥後国並豊後国之内郷帳」（熊本県立図書館蔵）
熊本県史料集成第二集所収

② 天保十一年「肥後国郡高手永村附」（熊本女子大学蔵）

③ 松本雅明前掲論文一⑥

④ 享保十六年「宣紀時代手鑑」（①②と同様熊本県史別巻第二資料所収）

⑤ 西村昭雄「近世における千拓新田農村に關する一考察—肥後野津手永の零落について—」（日本歴史第一八五）

熊本大学国史学科研究会「肥後藩の八代新田開発—百町・四百町・七百町新地について—」（熊本史学第二四号）元文二年には「山野海

辺を開事都て重んずる所本方の荒地を發き明る事に力を用ひず新規に海辺などに開を仕立る事は不都合なり、自然と本方の衰微となる已來

新地開発の儀無用に被成（略）（官職制度考卷三郡政部并田賦）と本方の衰退を防止する為、海辺新地開発などが禁止されている。

⑥ 天和二年「旧記」（矢部町井手家蔵）、これによると七六名の新村を主体とした庄屋を四二名に減らしている。

⑦ 「肥後国志卷之八」、や八木田政名「新撰事蹟通考」（武藤殿男他編 肥後文献叢書第三卷所収）

⑧ 森下 前掲一④論文付表。水島貫之編輯「白川県下区画便覧」（熊本県史料集成第三集）

三 手永内村落の石高変化と集落構成

「郷帳」が本村単位で記載されているため、開発過程に伴う出分・出目など具体的な集落の分村状況は不明な点が多い。「新撰事蹟通考」郷荘沿革や、明和六年「玉名郡絵図」記載の「郷帳村、郷帳不出有高村、同無高村」を検討すると、郷帳記載の本村八村（米野、千田、岩原、持松、小柳、分田、中富、藤井）の他、堂米野、握屋、牟田、下原、正観寺、小嶋の六村は「郷帳不載」であるが、慶長十三年の検地帳では堂米野は「米野村之内打出」で「絵図」でも「郷帳不出有高村」となっている。同様に慶長検地帳で「打出」（分村）となっているのは宮村、広村、郷原、上中富、鍛冶屋（握屋）、小島の六村である。本村も分田村で示される様に検地施行単位は上、中、下に分割されている。本村「打出」を合計すれば、十九村となりこれらが「有高村」として本村内部で分胞していた事になる。村高規模では千田荘治署であった千田村が二五九一石と全石高の三〇％近くを占めるのに対して小柳村は本村であるが二三三石（二％）と極めて小規模である。本村単位で村高をみると、一村平均一、二一二石で、千田、岩原、中富がこれを越えているが、「有高村」単位で考えると、平均五一〇石となり、持松村一一七一石、岩原村八二九石、千田村六四八石、米野五九八石と丘陵地域の村落は殆んど平均規模より

「近世肥後藩の村落構造とその展開過程」(久武)

第I表 中富手永村高の推移

	寛永11	延宝5までの新地		享保16	安永1 明高	文化9			明治15		
		田 畝	畑 畝			村 高	カマド 数	戸 人	戸 数	人 口	
1 宮	升 千 田 259128	畝 歩	畑 歩	石	石	升	戸	人	}	244	1212
2 久野				995	379	99526	58	244			
3 下千田				696	170	69654	47	223			
4 上千田				750	164	71640	36	155			
5 広村				716	159	71591	52	226			
6 上広	米 野 119633	51.18	628.00	406	40644	66	291	}	217	1089	
7 下原			138	13826	24	101					
8 米野			429	42993	121	471					
9 堂米野			230	20081	23	88					
10 下米野	124.03	318	31871	41	157	}	272	1247			
11 上岩原	岩 原 165807	9.03	128.13	ナン	66748				54	212	
12 岩原			1256	327	58939				74	282	
13 郷原			396	39620	46	175	}	219	1008		
14 古関原	持 松 117102	8.03	213	21377	22	95					
15 牟田			137	13794	6	38					
16 持松			1176	117622	81	316	}	130	609		
17 上小柳	小 柳 23373	123.24	174.9	}	24220	33				155	
18 中小柳			242.2		68	23463				16	88
19 下小柳			153+67.3		15675	12	44	}	56	344	
20 下分田	分 田 72703	12.00	95.27	699	69974	88	336				
21 中分田			401	170	40186	27	137				
22 分田			383	38389	43	201	}	96	338		
23 川崎	中 富 141429	8.19	43.27	153.09	605	60596				64	280
24 中富			111.12	44.12	657	190				65738	53
25 上中富			39.03	1.18	165	}	16681	22	79		
26 袋田村			12.27	23.21	163		102	16387	22	91	
27 正観寺			28.24	100	}		10025	11	42		
28 下握屋			64.24	13.12		334	180	38678	27	140	
29 上握屋			386	33492		37	148	}	56	269	
30 小島	藤 井 70576	8.19	353	35348	16	63					
31 藤井			1099	399	109964	65	281				
計	969746	547.25	2511.22	14560.4	2478	1450410	1362	6119	1818	8581	

大きく、菊池川低地の村落は中富三五四石、藤井村三五三石、分田村二四三石、小柳村二三三石といずれも小規模で平均を下まわっている。これを「人畜帳」の合志郡、玉名郡の石高、人口規模から推定すれば（合志郡一戸平均〇六、八八六八・二四、六一石、玉名郡一戸平均〇七、三三八・二六、四九石）^⑤千田村一〇四戸、米野四九戸、岩原六七戸、持松四八戸、小柳九戸、分田二九戸、中富五七戸、藤井二九戸となる。本村単位で平均四九戸、「有高村」では二二戸であるが、丘陵地域に比べて、低地村落の戸口は「有高村」レベルで極めて細分化され開発が遅れている事がわかる。前半期のうち、享保期までの変化をみると、村高で千田一・一五倍、米野一・二五倍、持松一・三〇倍と低地村落の小柳二・七三、藤井二・〇六、分田二・〇四、中富一・七〇と比較して増加率は低下し、岩原では〇・九三と減少している。「萬手鑑」^⑥で延宝五年以前開発の「古新地」^⑦について見ると田畝五町四反七畝二五歩、新地畑畝は二十五町一反一畝二十二歩と畑地開墾が八二%を占めている。この新地畑開墾は上広六町二反八畝、米野八町四反二畝十五歩の他、堂米野、下米野・上岩原に集中しこの六村で全体の五三%をしめている。これに対し、新地田畝は藤井村一町三反二畝二十一歩、中富村一町一反一畝十二歩と低地村落に多く見られ、全田畝開の八五%が菊池川沿いに集中している。開発規模からは上広、米野村などの丘陵地域畑畝が圧倒的に大きい。石高の増加率の点から見れば低地村落の方が高くなっていて、開発量と石高増加は比例していない。開発過程での田畝と畑畝の生産力の違いが明確になってきている。

寛永十一年「郷帳」段階から、享保十六年迄の開発過程に伴う村落の分村状態を検討してみよう。延宝期までの畑地開墾により上千田村が本村から村高七一六石で分村し、前述の宮村・久野・広の三村と合計し五村が分胞している。米野村でも本村である寺米野から上広（四〇六石）下米野（三二八石）、堂米野（二〇〇石）が分村しているが、延宝五年迄に畑地開墾八町七反一畝二十七歩が見られる。この開発が村高の大部分を占めていたと云えよう。「郷帳」には記載されていない下原村も享保期には一三八石の村高を有しているが、延宝五年迄の「古新地」開墾は田畝・畑畝のどちらにおいても見られない。延宝期から享保期までの約五十年間のうちに開発されたもので米野村から分れている。本村である（寺）米野には

岩倉が、堂米野には古閑原などの小集落が未だ分村せず含まれており、開発は未だ岩原川上流部丘陵地帯で継続されている。岩原村の場合も本村が岩原と郷原二村から構成されている点は寛永期と変らないが、村の南西部丘陵地帯に「菅原」「田中」「桑鶴」「宮」「清泰寺」と五つの小村を含んでいるし、この丘陵部小村地域は文化年間までに畑地開発が急速に進展し、上岩原村を構成していったものである。

だが延宝五年迄に田畝九畝三步、畑畝一町二反八畝十三歩と開発は進みその規模も堂米野・下米野など岩原川上流部丘陵地域より大きいにも拘らず享保期までの石高変化では○・九三と低下している。

丘陵地域から低地にかけての傾斜変換線地帯に立地する岩原村周辺の土地条件を「玉名郡絵図」で検討してみると、丘陵下の地域は「深田」となっており、岩原川からの導入、下流への排水状況が悪く、田畝開発が進展しなかったものと考えられる。「古新地」での開発規模は後期全畑畝の十四分の一である事からも知られよう。

開析丘陵地域から低地への移行地点に立地し石高増加が丘陵地域で最も大きい持松村の場合も本村に接続する丘陵下の低湿地(前述「深田」の東端にあたる)に「孤入」の非独立小村を分出しているが、これも下原と同様延宝期までに開発はみられず延宝期と享保期の間に形成されたものである。丘陵下の低湿地に村立された牟田村の場合「當村ハ田底ノ沼ナリシヲ寛永ノ比(細川)忠利君ノ命ニ依テ墾田トシテ農村トス、高附ハ持松村高ノ外」と寛永年間に「耕地開発、村立」が行って行なわれ、享保期には村高一三七石となっている。牟田村下の耕地は殆んど「南島分」「千田分」「長坂分」の下ヶ名に在り、墾田に際し、隣接の千田村は勿論の事、水利関係で岩原、持松の余水に依存していた山鹿手永南島村・長坂村などに労働出夫の割賦が施行されたものと思われる。

菊池川沿いの低地村落に視点を移してみよう。上・中・下の三小村立である小柳村で、前期開発が見られるのは上小柳の newly 畑畝一町二反三畝二四歩だけであるが、三村の内では石高一七四、九石と最も少ない。下小柳は「国志」では一五三石、六七、三石と別記されており、「中富手永絵図」でも下小柳は二集落から構成されている。又寛永期から延宝期ま

での開発も見られない事からすると開発分村とは異り、後述する「給分け」と関連していると思われる。本村の分田村からは寛永期の「郷帳不出有高村」である下分田(六九九石)中分田(四〇一石)、分田(三八三石)がそのまま独立分村している。(上)分田村の「古新地」は田畝二反二畝二歩、畑畝一町六反十二歩と三村の中では最も多いし、菊池川と合志川が合流する地域の「土用月」小村を含んで畑地開発が進展している事は知られるが、水損地域が多く村高は最も少ない。中富村の場合、延宝期までの「古新地」田畝二町九反七畝・畑畝二町三反六畝十二歩と低地村落の内では最も開発規模が大きく「郷帳」段階以前に「打出」であった樞屋・上中富・川崎の他、袋田、正観寺と合計七村が独立分村している。寛永期から享保期までに一本村当り三、七五村、「郷帳不出有高小村」単位でも一、五七村が分村している事になりそれに比例して一村当り石高も五一〇石から四八三石と減少している。更に平均石高以下の村落は十八(六〇%)村に達し、村落規模に格差が現われてきている事が知られる。

次に享保期から文化期にかけての後期の村落展開の状況を見てみよう。手永全石高は停滞ないし僅かな減少を示している。増加しているのは上小柳村一・三八、上中富一・〇一、上樞屋一・一六の三村だけで、上岩原の場合、享保期には分村していないが、岩原村の石高一六五六石は文化期の上岩原村 岩原村兩村の合せ石高であり停滞している事になる。延宝五年以降の開発は(本方)新地四町二反十六歩、御郡方新地、四町五反二畝六歩、御山方新地八町九反二畝十歩と総計十七町六反五畝二歩で延宝五年以前の「古新地」三十町五反九畝十七歩に比べて五七%の面積しか示していないし、開発規模も御山方新地を除けば五反以下が多い。後述の「野開」「畝物」なども含めて、開発面積もかなりの規模に達しているのに総石高での増加は全く見られないのは如何なる事を意味しているのだろうか。一つには延宝五年以降開発された耕地以上の明高、田成畑などの不定安耕地が後半見られる事にもよる。安永年間明高は二四七八石(推定二〇四町八反)と全手永石高の十七%も占めている(第一表参照)。この明高が多く見られるのは宮村(三八%)久野(二六%)上千田(二二%)と千田川が開析丘陵地から低地へ流下する地域、岩原村(五六%)持松村(一四%)など前述の「深田」と悪田湿地の多い地域に集中し

ている。中小柳(二九%)、藤井村(三六%)等の菊池川沿いの明高は、水損地や灌漑、用排水系統が錯綜していて他村の余水などに依存している村落に多く見られる。

享保十六年から文化九年迄の後半期の集落構成を「手水絵図」(第Ⅵ図と写真1参照)から検討すると非常に多くの小集落が村落間で分散錯綜している事がわかる。各村内の集落を数え上げると、川崎村の七集落を筆頭に中富五、広村四、米野四など全集落総計は七一に及ぶ。具体的には一村一集落をなすもの九、一村二集落は十二、一村三集落六、四集落以上四となっている。特に注意されるのは第Ⅵ図中の菊池川沿い、中富、川崎、上中富、正観寺、袋田諸村で見られる集落の錯綜状態である。明和六年の「玉名郡絵図」では、大川(菊池川)南岸の「川崎村」だけが、区分され、正観寺、上中富、中富、上・下両握屋は「郷帳」の本村単位のまま一村として示されている。だが享保期に新しく分村した下原村については村高の外として、別村を立てては記載されていない。享保期以後新しく分村したのはわずかに上岩原だけであるが三〇村に対し七一集落が存在している点から考えると、後期にも村落内分胞はかなり広汎に見られたといえる。特に延宝五年以降の「御郡方新地」、「御山方新地」が少くないのは事実上、元文二年の「新地開発之儀無用に被成との事」と禁止されているためで、開発様式としては「畝物」、「野開」、「御赦免開」などに重点が移っている。「畝物」

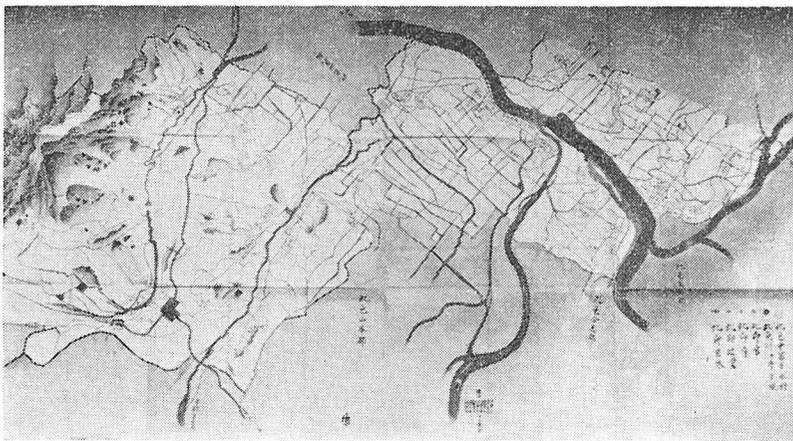


写真 1. 中富手水絵図 (熊本県立図書館蔵)

などは一種の既存村落耕地の再開発的性格のものであり、開発が新地から「野開」「御赦免開」へ、新開から既存耕地の安定化へと転換している事が知られる。

前期から後期にわたる全体的傾向をみると、初期の開発過程では多くの分村を伴っているが、地域的には岩原川中・上流部の丘陵地村落に集中し、菊池川沿い低地村落での分村現象は比較的緩慢である。しかし低地村落で見られる開発は丘陵地村落のと比べて規模は小さいものであったが、石高増減など生産力展開の観点から見れば丘陵地域の畑畝開発は、低地あるいは丘陵下の地域での田畝開発と比較して、極めて低位の段階で留っており、開発面積の割には村落レベルでの石高増加を伴っていなかったと云える。後期においては、延宝期以後、元文期まで、開発規模も五反以下と前期に比べて小さいし、田畝開発も顕著な進展は見せていない。元文年間以降の開発は「畝物」、「野開」、「御赦免開」などに移行開発規模も大きくなっているが一方では田畝の開発は遅れ、前期に開発された新地、あるいは本方の明高が急激に増大している。特に丘陵から低地への傾斜変換線地域や低地帯の村落に多く明高が見られる事は、旧来の水利灌漑、用水系統では、水田地帯の開発が進展しなくなった事を示すものといえよう。

- ① 「新撰事蹟通考」郷荘沿革(肥後文獻叢書卷ノ三所収)
- ② 明和六年(写)「玉名郡総図」(玉名市西照寺齋藤元蔵氏所蔵)
- ③ 肥後国検地帳目録三〇六八、三〇七九、三〇九三、三〇九九〜三一〇〇、三二〇六〜七、三二一三〜四、三二二〇〜三四、三二四八、三一五〇、三二五五、三二六〇、三二六四、三二七一、三二八五〜六、三二九二、三二九九〜三三〇〇
- ④ 慶長検地帳他、初期の検地帳、地撫帳の性格については森田誠一「肥後国検地諸帳について」(熊本史学第二号)
- ⑤ 花岡興輝「肥後の検地帳―特にその成立について」(熊本史学第二九号)を参照。
- ⑥ 「肥後国志卷之八」玉名郡中富手水
- ⑦ 松本雅明前掲論文(一)⑥でも同様の比較類推が行なわれているが、「人畜帳」の石高は「郷帳」より若干伸びているので、平野部玉名郡人畜帳)と山間丘陵部(合志郡人畜帳)は殆んど変わらない結果が出ている。
- ⑧ 文化十一年戊八月「萬手鑑」(鹿本郡鹿央町岩原多田隈尚氏所蔵) 一般に「中富手永鑑」と呼ばれているものである。
- ⑨ 「官職制度考」(石垣尹長著) 卷之三、那政部并田賦(肥後文獻叢書卷之一所収)
- ⑩ 前掲書④牟田村の項
- ⑪ 前掲書⑥牟田村「下ヶ名」の項と明治初期切絵図(鹿央町役場蔵)を比較してみると沼田に続く部分に牟田村田畝(畑畝なし)が造成さ

れた事が知られる。

⑩ 「玉名郡中富手永絵図」(熊本県立図書館所蔵) 番号一六一三二四

この絵図は「測量分見絵図」型式ではないが用排水路、集落構成、
荒蕪地などの記載が詳細になっており、手永絵図としては最も優れた
ものといえる。肥後藩絵図については熊本女子大学郷土文化研究所

編「熊本県古地図目録」(熊本県史料集成別冊第一集)や、圭室謙成
「肥後藩絵図について」、森下功「明治前期地図について」(同第一集
所収)を参照されたい。

⑪ 文久三年「玉名郡図」(熊本県立図書館所蔵) 番号一六一三三三

四 村落内部地方組織の構成と知行形態

手永制度や、惣庄屋を中心とする手永レベルでの地方組織や行政的系列、その変遷過程については、既往の研究で触れられていたところであるが、ここでは前章Ⅲで論じた開発過程に伴う集落構成の錯綜関係、分村などで形成された村落間の結びつき、協同関係の側面から地方組織を検討する。

時期的に、耕地も含めて村落内部の集落構成が錯綜してくるのは享保期以降である。宝暦七年の段階で村高七・八百石から千石の範囲で寄村を行なう様との通達^⑫により庄屋数が一五八名から六二〇名に減らされているのも、この様な開発過程に伴う集落構成の変化に対応したものといえる。

こうした「分村」あるいは「寄村」と云う一連の分解統合過程によって集落構成と地方組織は種々の類型的対応をとる事になり、中期以降の村落構造変質過程の主要な契機と見なされる。「旧記書抜」で見られる様に、この村落の分解統合に重要な役割を果たしたのが知行形態である。^⑬ 村落内部の農民層について「給知百姓」と「蔵納百姓」の区分の必要性は森山によって既に指摘されているところであるが、集落構成と地方組織の類型的対応の側面でも知行形態は密接な関連を有している。開発過程の中で特に開発主体、開発様式、更に開発の基礎条件となる水利管理権、水利土木工事経費負担などで重要な役割を担ったのは給人層だったからである。

① 村落内部の地方組織とその構成

ここでいう村落内部の地方組織とは、村の運営、事務、土木治水工事などの面で主要な役割を担った庄屋、頭百姓、肝煎、帳書層、更に開発の面で関係してくる在宅郷土層を主体とするものである。時的には「萬手鑑」の前後半世紀の地方組織の状況が検討の対象となるが、個々の地方組織構成員の前後系譜関係は本稿の範囲外であるので一部分触れるに留る。第Ⅱ表は「萬手鑑」から検出した各村の村役を示している。個別に見てみると、(第Ⅶ図のように)庄屋の場合二村以上にならざる懸持が多く存在している。久野・下千田両村の立七、上広、下原村の茂助(但し庄屋代)古閑原、牟田両村の左右衛門(牟田は庄屋代)、中小柳・下小柳村の彦一など。三小柳村の場合、上小柳には庄屋も庄屋代も置かれていないが「庄屋筆墨紙代」^⑤は御免帳出来で計上され、三村内では最高額を負担している事からすれば、実質的には中・下小柳村と同じ彦一の懸持であったといえよう。

他にも、川崎・小島両村にわたる福島平九郎、上中富・袋田・正観寺三村懸持の諸助、上・下両握握村の用助などが見られる。以上の様に中富手永三一村の実際の庄屋は二〇名しか存在していない。即ち一庄屋当りの懸持村高は平均七二五石となる。これを村高七百石から千石の単位で行なわれた宝暦七年の「寄村」施行令の一つの現われと見る事も出来るが、しかし庄屋懸持の村落では庄屋―頭百姓―帳書など、所謂縦の系列での独立性は見られないし頭百姓、肝煎・帳書も各々独自に数ヶ村懸持形態をとり必ずしも庄屋懸に拘束されていない事がわかる。特に又庄屋懸とその待遇を見てみると、下千田・久野両村懸の立七の場合、三十年以上在任して得られる「無名御惣庄屋直触」^⑥であり、上千田村の江藤長左エ門、郷原村の大久保理右エ門、中小柳村の直触であり又下分田庄屋でもある山田善七、中分田村の師富多四郎、川崎村の福島平九郎など二〇名の庄屋の内五名は四十年〜五十年在任の「名字御惣庄屋直触」で、所謂「地土」「郷土」に近いものである。これらの「直触」層庄屋には川崎村の例(後述)などの特殊な場合を除けば庄屋の懸持は少なく、殆どどの懸持が無名直触以下の層で見られるし、懸持村落も延宝期以降分村地域に集中している事は注目される。

頭百姓の場合、通常五〇石に一人の割合で選ばれているが、庄屋、帳書と同様「堅メ」^⑦誓書を行う任命制であり、肝煎

第II表 地方組織の構成

	御物主器直触	庄屋	頭百姓	肝煎	帳番	御在老人	御家人	他支配居住
1	眞助 (1石2斗5升)	彦兵衛 (8斗2升5合)	清次郎 久平. 瀨助 文七. 喜七. 右衛門 徳七	2石1斗② 2石2斗7升 5合	半助 (6石5斗)③ 徳七 (5石6升1合 4勺7才)			
2	立七	立七 (8斗2升5合)	彦三. 市郎次. 彦三郎	肝煎田地上糶 分合1才 2石1斗	彦左衛門 (5石6斗)	連水市郎兵衛	御富喜兵衛. 木下平 四郎	岩間清之進
3	立七	立七 (8斗2升5合)	次平. 次助. 多 七	夫助 (5合6斗)		坂田徳助	坂田宗元 (医師)	坂田宗元 (医師)
4	坂田宗彦 彦兵衛	江藤長左衛門 (8斗2升5合)	清右衛門. 用七. 七 老助	1石3斗	円助 (6斗5升)	矢住直次 坂野源左衛門	新野尾恵一郎. 原田 喜平太. 瀬口伝兵衛. 原田太兵衛	西村大桂 (医師)
5	曾助 (8斗2升5合)	(庄屋代) 茂 (8斗2升5合)	舞助. 平吉		順助 (1斗6升4合 8勺)		金森内藤太	
6		(庄屋代) 茂 (8斗2升5合)	武左衛門		順助 (1斗1升)			
7		徳兵衛 (8斗2升5合)	清右衛門. 恵助. 立右衛門	7斗5升	才助 (5石6斗)			三代権入. 小池稟平. 魚住 市郎. 中西彌嘉
8		新七 (5斗7升5合)	和乎次		清次 (2石2斗)	碧越藤十郎		
9		字助 (5斗7升5合)	恵右衛門 采助		清次 (3石5斗)			長尾長年. 野津久兵衛
10		星子太兵衛 (馬医師)	九左衛門. 次助. 次七. 喜七. 次七. 喜七. 次七. 喜七.	2石8斗 2石5斗	眞七 (6石3斗)	多田隈徳次	志賀守三郎. 坂田隣. 友部(医師)	足達
11		大久保理右衛門 (6斗7升5合)	和助. 林助. 嘉		栄助 (6石3斗)	原甚吉		平野丹左衛門
12		杏右衛門 (5斗7升5合)	茂七		善兵衛 (2斗6升7合)	中道順助 津田太郎左衛門	星子理兵衛	
13		(庄屋代) 本右衛門 (5斗7升5合)	武助		善兵衛 (1石8斗1升)		松山喜右衛門	
14		久次 (1石7斗6升)	恵右衛門. 曾右 衛門. 眞助. 形助	3石1斗5升	五郎助 (6石3斗)	富田彦左衛門		片山淳右衛門. 富田徳兵衛. 島田文入. 佐藤孝隆. 富田 三郎兵衛
15	富田徳三郎							
16								

17		子 助 (5斗7升5合)	源藏・庄助		黒 助 (2石4斗5升)		
18	山田 善七	彦一 (3斗1升5合)	林右衛門・新七		黒 助 (2石3斗4升)		
19		彦一 (2斗)	平右衛門・七右衛門		黒 助 (1石5斗2升)		
20	本田伝次郎	山田善七 (8斗2升5合)	文左衛門・代七・勇七・曾助		彦兵衛 (6石3斗)		
21		柳富多四郎 (8斗2升5合)	善左衛門・才七・善右衛門		九郎左衛門		
22		彦兵衛 (8斗2升5合)	利七・茂平・権右衛門		半 助 (4石2斗)		神山九郎助・古庄四郎兵衛・古庄四郎太
23	福島平九郎	福島平九郎 (1石1斗5升)	平兵衛・勇助		伴 助 (7石)		
24		(庄屋代)	喪七・善三次・政右衛門		伴 七 (5石9斗4升)		隈部忠善
25		善 助 (5斗7升5合)	勇助・利右衛門		文 次 (1石4斗)		
26		善 助 (5斗7升5合)	専 助		文 次 (1石7斗5升)		
27		善 助 (5斗7升5合)	守 七		文 次 (1石5斗)		
28	富田善兵衛	用 助 (5斗7升5合)	榮助・善平		文 次 (3石5斗)		富田守右衛門・吉田文左衛門・石木三助
29		用 助 (5斗7升5合)	武助・房助		善三郎 (3石5斗)		
30		福島平九郎 (5斗7升5合)	和七・利平		信 次 (3石2斗)		
31		善 助 (1石3斗7升)	善右衛門・庄助・新助・總兵衛		九郎左衛門 (6石3斗)		

- ① 「萬手鑑」内の「御免帳出来」のうち庄屋に与えられる「筆紙墨代米」分
 ② 戸頭についての名前は示されていないが各村に「御免帳出来」内に「肝煎給米」が記されている
 ③ 「御免帳出来」の内帳書給米の分

【萬手鑑】より作成

と同じく「石手・土手の御普請道橋の補修、竹木繩かつら等の類、其他一切人馬つかひを取捌く」^④もので地方組織の重要な地位を占めている。頭百姓は全部で七四名であるが、そのうち六名が他村との懸持で実質的には六八名であり、一村当り二・一九人、一人当り二・一三、四石懸になっている。その懸持をみると袋田村・中富両村の専助(中富は庄屋代)、古閑

名	村	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
勇七	七	○																			○													
徳七	七	◎																																
平助	七	◎																					◎											
立七	七		◎	◎																														
次助	七				○							○																						
曾助	七					◎																												
清右	門					○				○													○										○	
茂助	七						◎	◎																										
順助	七																																	
新七	七									◎										○														
清次	七									◎	◎																							
宗助	七										○																						○	
憲右	門										○																							
左右	門											◎																						
番兵	七												◎	◎																				
茂七	七													○																				
武助	七														○																		○	
彦一	七																																	
黒助	七																																	
山田	七																																	
九郎	七																																	
福島	七																																	
壽助	七																																	
専助	七																																	
諸助	七																																	
文次	七																																	
用助	七																																	

◎ 庄屋 ① 庄屋代 ◎ 帳書 ○ 頭百姓 ⊕ 惣庄屋直触

第Ⅶ図 地方組織における懸持形態

(萬手鑑)

原村と中富村、両村の茂七、米野、広、中分田、藤井村の清右エ門、下米野、持松、両村の尉右エ門と、隣接村落間だけでなく、丘陵地域村落と低地村落の間でもみられる。

「堅メ誓詞書物帳」の「仕上起請文前書」の個条(注⑦参照)に示されている様に頭百姓は「請持の組百姓」に対して具体的に塘筋、其外の普請の際、各工事の丁場への人夫割賦、他竹木品々割賦の権限を有している事からすると、頭百姓懸持の場合これらの権限は数ヶ村に亘って及ぼされると同時に、頭百姓請持の「組」が自村だけでなく他村の中にも含まれていた事になる。この「仕上起請文前書」の箇条は庄屋についても同様な権限があった事を考えると(川崎村——上中富村)・(上中富——袋田村)の頭百姓懸持と(川崎——小島村)・(上中富——袋田村——正観寺村)の庄屋懸持の全部の村落に、諸役公事支出他の割賦が及ぶ事になる。大規模の治水工事、灌漑水利施設設置などの「手永出夫」による場合を別にするれば、小規模の開発にはこの様な地方組織にお

ける懸持を基礎にした村落間労働出夫、割賦が現実機能したといえる。

頭百姓と同様、水利土木工事、夫役労働割賦などの面で重要な役割を担った肝煎については「萬手鑑」にはその当事者名は記されていないが、主として本村などを中心に十七ヶ村で七斗五升から五石にわたって肝煎給米が支給されているところからすれば一領一疋、地侍層である事が知られる。萬手鑑で「他支配居住」(第Ⅱ表参照)と記されているものがこれに当ると思われるが下千田、上千田、広、上広、米野、下米野、上岩原、郷原、持松村など丘陵地域の村落に多く、二十二中十九名(八六・四%)を占めている。これらの一領一疋、地侍は寛文十年以降用水普請に任命され、開発の主導権を握っているが、丘陵地域では下千田村の「肝煎田地上納分」三斗七升四合の例で知られるように、肝煎給米が田地支給、物成村弁分の形で上納されていて、極めて在地性の強いものであった事が確認出来る。

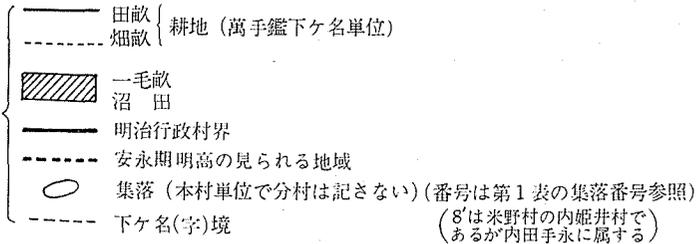
事務レベルの帳書についても上広、下原兩村懸持の順助、堂米野、下米野兩村の清次、郷原村、古閑原村、牟田村三村懸持の善兵衛、上、中、下小柳三村の黒助、上中富、袋田、正観寺、下握屋四村にわたる文次、中分田、藤井村の九郎左衛門と六名の懸持帳書が見られ、村数三十一に対して帳書二十一名しかない事になる。数字の上からは庄屋数と殆んど同じであるが、庄屋——帳書の各村における縦の系列、村落間の横の系列で合致するのは①上広、下原 ②古閑原、牟田 ③上小柳、中小柳、下小柳、④上中富、袋田、正観寺の諸村だけである。この①④の諸村の懸持地域を第Ⅵ図や第Ⅷ図の耕地分布、集落構成とを比較して見ると、いずれの地域も、耕地入組錯綜関係が顕著であり、③、④諸村は「手永風土記」では「一村同前」として石高、村数、戸口、明高に関しても合わせて説明されている。

以上の地方組織の構成内容からみて、各村落間の庄屋、頭百姓肝煎、帳書の各レベルで見られる懸持形態は、基本的には宝暦七年「寄村」令による村落レベルでの地方行政の合理化、簡素化によるものと考えられるが、土木水利工事、橋梁普請補修、公役夫事、その割賦など地方・農民組織の面で重要な役割を果たした頭百姓・肝煎層は、必ずしも庄屋、帳書レベルでの統合と相応していない。村落間の懸持形態も庄屋、帳書層とは一応独立している点から見れば、頭百姓、肝煎層

は「寄村」以前からの地方組織の状態を反映しているといえよう。

② 村落内の給知分布と知行形態

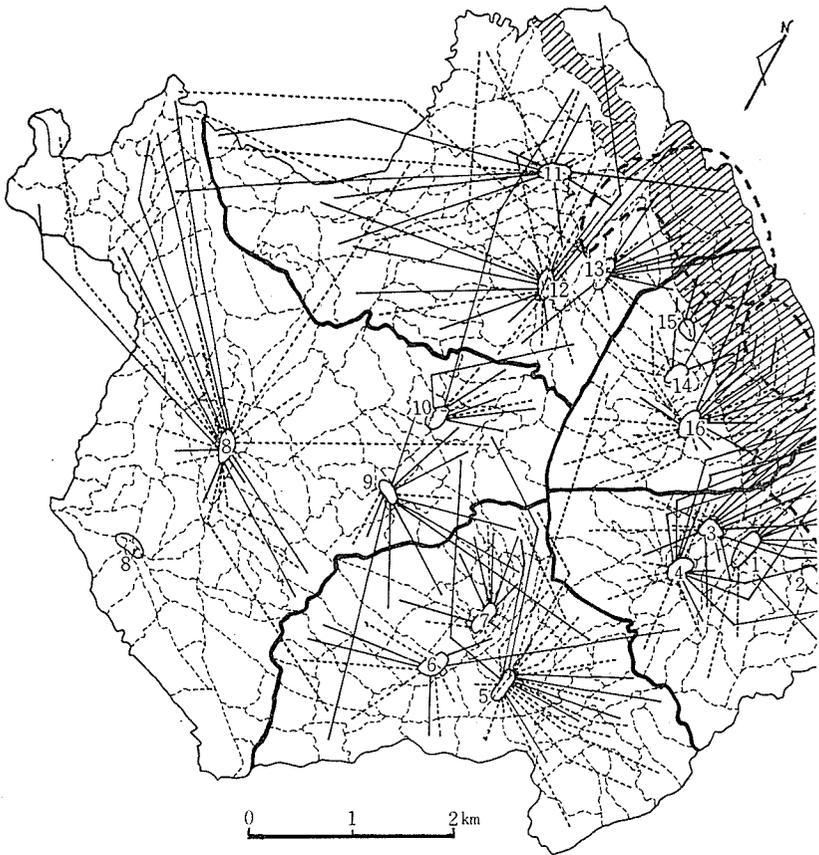
前節の地方組織の構成で見られた諸タイプの懸持形態を具体的に検討するために、手永内各村の給知、知行形態に若干触れておこう。第Ⅲ表で知られる様に「萬手鑑」段階での給知人総数は七十三名で、各村別集計では八十五名となるが、このうち八名が二村以上に亘って給知を有している。総給知高は一一八〇七、一石と、全村高の八一、四%占めている。熊本城下町に近い飽田郡各手永^①の給知率と比較し



村落耕地の分布

てみると、丘陵地帯を含んでいる五町手永の七八%を例外として、池田手永四五%、横手手永九・六%、本庄手永一・七%、田迎手永六・九%、飽田郡全体で四三%と中富手永より極めて低くなっている。次に中富手永の北部に接する中村手永は宝暦段階で八八%を示している。給知分布状態を見ると、初期の「御郡方文書」^⑬では、

「御藏納ハ熊本ノ耆里半、式里之間、海道筋、宿二山奥浦々水夫付、御国境目並ニ上々之所々ぞこく多き所定御藏納ニ被成永々御給人知ニ御配下被成様ニ被仰付可然候事」



第Ⅷ図 中富手永各

第Ⅱ表 給知分布と知行形態

	村高	給知高	給知率	給人	1000	500	300	100	50	>50	給知懸持と1村全給知の給人
					石	石	石	石	石	石	
1	995.2	57.8	5.8	1(1)					1		
2	696.5	564.5	81.0	6(2)				2	2	2	
3	716.4	591.7	82.6	5(1)				3	2		
4	715.9	462.2	64.5	4				2	2		
5	722.0	690.5	95.6	8(1)				3	3	2	益田弥一右衛門(89.2石)
6	406.4	406.4	100.0	1		1					松下清蔵(406.4石)
7	138.2	138.2	100.0	1			1				下津久馬(138.2石)
8	429.9	429.9	100.0	2		1			1		松下清蔵(426.4石) 隈部次郎左衛門(3.5石)
9	200.8	200.8	100.0	1(1)				1			岩越椿十郎(200.8石)
10	318.7	311.0	97.6	2(2)				2			
11	667.4	585.9	87.8	5(1)		1	1	3	1		尾藤多賀之丞(322.6石) 志方十兵衛(4.1石)
12	589.3	552.0	93.7	4		1	1	2			尾藤多賀之丞(338.7石)
13	396.2	330.7	83.5	3(2)			1	1	1	1	志方十兵衛(27.3石)
14	213.7	213.7	100.0	2					1		
15	137.9	0	0	0							
16	1176.2	1176.2	100.0	1(1)	1						有吉織部(1176.2石)
17	242.3	113.4	46.7	2					1	1	
18	234.6	207.4	88.4	2(1)				1		1	西山大衛(41.3石)
19	153.1	153.1	100.0	1(1)				1			西山大衛(153.1石)
20	699.7	505.3	72.2	6(1)				3	2	1	西山大衛(64.2石)
21	401.8	401.8	100.0	4				2	2		
22	383.8	314.6	82.0	6(1)				1	1	4	西山大衛(37.9石) 益田弥一右衛門(140.3石) 隈部次郎左衛門(4.2石)
23	605.9	373.7	61.7	4(1)			2			2	
24	657.3	657.3	100.0	2		1	1				津田平助(368.1石) 津州市八(289.2石)
25	166.8	166.8	100.0	3					2	1	津田平助(89.2石) 津州市八(70.1石) 隈部次郎左衛門(7.4石)
26	163.8	47.4	28.9	1				1			
27	100.2	100.2	100.0	1(1)				1			小笠原美濃(100.2石)
28	334.9	214.9	64.2	4(1)				1	1	2	
29	386.7	386.7	100.0	1(1)		1					小笠原美濃(386.7石)
30	353.4	353.4	100.0	1		1					江住甚右衛門(333.4石)
31	1099.6	1099.6	100.0	1(1)	1						松野匡(1099.6石)
計	14504.1	11807.1	81.4	85(21)	2	0	9	29	26	19	

[萬手鑑]

① 括弧の中は慶安元年侍帳からの系譜がある給人数

② 村別給人累積数であり手永内の給人数73名とは異なる。差が給人の懸持として示される。

と城下町周辺一里半〜二里の地帯、国境、高生産力地域では給人知から蔵納化されている事が知られる。初期の給知形態を分析した西山、森山らに依れば右の給人知↓蔵納化とも関係して給知率が高いのは玉名平野から北部山間丘陵地域にかけての玉名郡、山鹿郡、菊池郡などの諸郡と、东北部阿蘇郡山間丘陵地域であり、知行の対象となった村も寛永十一年の「郷帳」には記載されていないが「地撫帳」で出村・出分・出目などと記載された新村・分村に集中していること、更に知行配置形態も「郷帳」段階以前の一村一円給知の「郷ざり」知行形態から、寛永「地撫帳」段階での「割崩し」散在相給知行形態に移行し、本貫地帰属地が確定した行政村に整備されたことなどが指摘されている。¹⁵⁾

前節の地方組織の部分で触れた頭百姓の二村以上にわたる懸持形態と関連して「百姓」の組織を見ると、明和七年「郡中法令」¹⁶⁾では

「給知之儀人畜共拝領之事ニ者候得共右地筒を仕立候迎高地等之障者勿論於其村少しも障有之者ハ難叶候先無之高者迄專撰可被申付候万一無高無之者、無高者有之候而も老年歟病者ニ而地筒ニ難申付其外無掘候ハ、高地之内迎も被相違趣ニ応シ可及詮儀事」

と一村相給形態をとっても給知百姓、蔵納百姓は懸持形態はとらず一給人に属する形態をとっている事が知られる。この様な例は宝暦七年「南郷布田手永萬寛付御手鑑帳」¹⁷⁾で本方、上知、御給知七〇七八八升二合壹勺四才の内、竈数について「御蔵納並御仕立百姓共に」一一四竈、「御給知」一四〇九竈、牛馬について「御蔵納並御仕立百姓共に」一五七匹(牛七一、馬八六)、「御給知」二二〇五匹(牛九九二、馬二二三)と分けて記載されている事からも知られる。中富手永の「萬手鑑」では竈数の区別記載は見られないが、牛馬の内、馬について「預馬」と記されているものはこの「御給知」の分と考えられる一応の区別がなされていたといえよう。この様な給知と蔵納別の人畜区分は肥後藩全時期を通じて存続したものと考えられるし、給知百姓、蔵納百姓の区分の存続性については既に森山によって指摘されたところである。

中富手永の場合で各村別に給知率を検討してみると、一村全給知であるのは上広、下原、米野、堂米野、古閑原、持松、

下小柳、中分田、中富、上中富、正観寺、上握屋、小島、藤井の十四村で、五〇%以上給知が十三村、五〇%以下四村と、全体の四五・二%が全村高給知となっており、蔵納に関して牟田村が全村高蔵納、手永会所が設置された宮村の九四・二%が蔵納で特別に高率を示す以外、上小柳村五三・三%、袋田村七一・一%の二村のみで蔵納率が給知率より高くなっているだけである。村高が全部給知である十四村の内、一村一給人である、所謂一円知行の形態をとるものは十村(七一・四%)、一村二給人が二村(一四・三%)、三給人以上が二村(一四・三%)となっている。給知の大部分が一村一円知行形態をとり、一村内で多数の給人が見られ、錯綜した相給形態をとるものは全村給知である村落には殆んど見られない。しかも給知高で見ても一村全給知の村落の場合その給知高は五八八四、一石と全給知の五五・三%を占めている。

これに対して相給形態が顕著であるのは、上・下両千田村、久野、広村の千田川沿い諸村と、その西部岩原川沿いの郷原、上岩原、岩原の諸村と丘陵地から低地への移行地域の低湿耕地の多い所に集中的に見られる。菊池川沿岸低地では分田・下分田、川崎、下握屋の諸村に多い。これらの諸村ではいずれも水損荒蕪地が多く見られる所である。これら相給形態の顕著にみられる十一村で、給人は五十五名、給知高五二八九、三石であり、一人当たり平均給知高は九六、二石と極めて小規模となっていることが知られる。

次に給知規模から見ると三〇〇石以上八名(一〇・九%)三〇〇石〜一〇〇石二十七名(三六・一%)一〇〇〜五〇石、七十二名(三〇・一%)、五〇石以下十六名(二・九%)と一〇〇石以下の比率が五三%(三八名)を占める。これに対して三〇〇石以上は一〇・九%(八名)にしかならないがこれは実際一村一給人による全給知九村(九名)中の八名で占められ、全給知に占める比率は五五・三%となっている。

ここで各村別給人総計八十五名と、手永内給人実数七十三名の差十二名について見てみよう。現実には三村以上にわたる懸持給人がいるため給人数は八名だけであるが、個別的には、隈部次郎左衛門の四村(総高十八、九石)、西山大衛四村(二九六、五石)、松下清蔵二村(八三一、八石)、尾藤多賀之丞二村(六六一、三石)、志方十兵衛二村(三一、四石)、

津田平助二村(四五七、三三石)、津川市八二村(三五九、三三石)、小笠原美濃二村(四八六、四石)で、これらの村の地域的な結びつきを見ると、隈部次郎左衛門の場合、四村知行であるが三、五石と七、五石の小給知高で米野、分田、上中富、下握屋と、灌漑水利、用水懸や分村関係などの地域的な村落結合関係とは無関係に散在している。最もこの中で給知高の多い松下清藏の場合は、上広村四〇六、四石の全村高と米野村の四二六、四石(村高の九九、九%、〇・一%は隈部次郎左衛門給知)の二村であるが、これは尾藤多賀之丞の岩原村三三八、七石(五七%)、上岩原三二二、〇石(四八%)と同様本村——分村関係で給知を有している。西山大衛は下分田村六四、二石(九%)、中小柳村四一、三石(一八%)を別にすれば分村新地の下小柳村(一五三石)は一村全給知であり、享保期段階で下小柳村高が一五三石と六七、三石に分けて記載された一五三石の分と考えられる。後の六七、三石は上小柳に引直された分といえる。上小柳村の文化九年村高二四二、二石と享保十六年村高一七四、九石の差額分六七、三石がこれで、その大部分六六、八石が上小柳の石井大助の給知となっている。「手永絵図」では下小柳が二つの独立集落から構成されており、この給知引直しが集落単位で行なわれた可能性が大きい。津川市八と津田平助は各々、中富村で二八九、二石(四四%)、三六八、一石(五六%)、上中富で七〇、一石(四二%)、八九、二石(五三%)と二村の村高のほぼ全部を分割しているが、中富、上中富は集落構成上からは独立しているが、耕地、灌漑用水懸は両村錯綜している。小笠原美濃の給知である上握屋村三八六、七石(二〇〇%)と正観寺村一〇〇、二石(二〇〇%)も同様に、地域的には握屋堰懸の用水体系に含まれている。

以上の様な七三名の給人の中で、初期の慶安元年「御侍免撫帳」^⑨と比較して見て初期からの系譜関係が見られるのは二十一名で、免撫高千石以上が八名、残りが三百石であり、これらの給人の給知は多少の変動は伴っているが、ほぼ初期慶安期から末期の文化期までの給知の連続性を示している。持松村一村の全給知を有する有吉織部、郷原村の給人有吉内膳などは菊池川下流の干拓新田開発において、大きな役割を果たした肥後御三家の一門であり、明治以後も開発過程で生じた地先権や永小作権を背景に大地主として転化した給人層である。他にも下握屋の志水新之丞六千石(飽田郡一八三二、四石、

山鹿郡三一六、五石、玉名郡千石)、正観寺、上握屋村の小笠原美濃六千石(玉名郡五六〇、八石、山本郡四三四一、一石、南郷五千石)等が給知高の規模の大きい給人で、これらはほぼ一村全給知が多く、下千田村の速水市郎兵衛三〇〇石(合志郡一二九、九石、玉名郡一六九、八石)の様に全給知規模は小さい場合も、玉名郡一六九、八石の八三%が下千田分と地域的に集中した形態をとる。速水は文化期も在宅人として下千田に居住して在地性が強い。藤井村の松野匡千石(山鹿郡一二六、四石、玉名郡四〇〇石、山本郡四七三、五石)も初期には給知が分散していたが末期文化期では藤井村のみで一〇九九、六石と次第に給知が集中して来ているし、給知高も少くとも一〇〇石以上は増加している事が知られる。

この様に見て来ると、肥後藩全体のレベルで指摘された知行配置形態での「郷ざり」知行形態から「割崩し」散在相給知行形態への移行という問題も、手永レベルから見れば、給知は集落構成上の分村関係、耕地灌漑用水懸などの地域的系列上で配置されたものであり、村落レベルでの散在相給知行形態というものも、前述したように、丘陵地域から低地に移行する地帯の低湿悪田耕地、河岸沿いの水損地に集中的に見られる形態として示される。これ以外の丘陵地域、河川低地では一村一円知行の「郷ざり」知行形態が多く残っている。即ち肥後藩全体で類型化された「郷ざり」型↓「割崩し」型への移行として類型化された知行形態が、手永——村落レベルでは移行の問題としてでなく、丘陵地域と低地への傾斜変換線地域、あるいは丘陵地域と河川低地、水損荒蕪地として地域的類型の中で問題とされる事である。これを衍敷した丘陵地域↓低地域への移行と対応して知行配置形態の移行を考えるのは又別の問題であろう。ここでは問題だけを指摘して次に移ろう。

③ 地方組織と知行形態の対応関係

前節の様な給知分布と知行形態に見られた手永レベルでの地域的類型とⅣ―①で述べた地方組織の錯綜した諸懸持形態との関係を個別的に検討してみよう。

まずⅣ―①での①久野、下千田の庄屋レベルでの懸持形態についてみると、両村で給人十一名(一一五六、二五石)である

がこの内、両村にわたる給人は存在しない。しかし中期の宝暦十三年四月の「下千田村御給知田畑地引合改見図御帳」^①と同年「下千田村田畑下ケ名寄御帳」^②の下千田村分と同年「久野村田畑下ケ名寄帳」^③、同年「久野村上知御給知田畑地引合改見図御帳」^④の久野村分を比較してみると、給知内の田畑の交錯が隣接の宮村、上千田村などより多く、文化期「萬手鑑」に記載された田畑下ケ名(字)と明治前期の切絵図記載の字名と対照して検討すると、宝暦「地引合改見帳」よりも田畑耕地、特に田畝について交錯が多く見られる。(下ケ名「ロノ坪」「居屋敷」「前田」で著しい)即ち給人の両村懸持給知は見られないが、漸次給知分の水田開発が進展する中で耕地錯綜を生じたものといえるし、これら錯綜耕地のみられる「ロノ坪」「居屋敷」「前田」などの下ケ名だけでなく両村田畝耕地の殆んどが千田川懸と合志川懸正院手永宮原村の余水に依って灌漑されている。

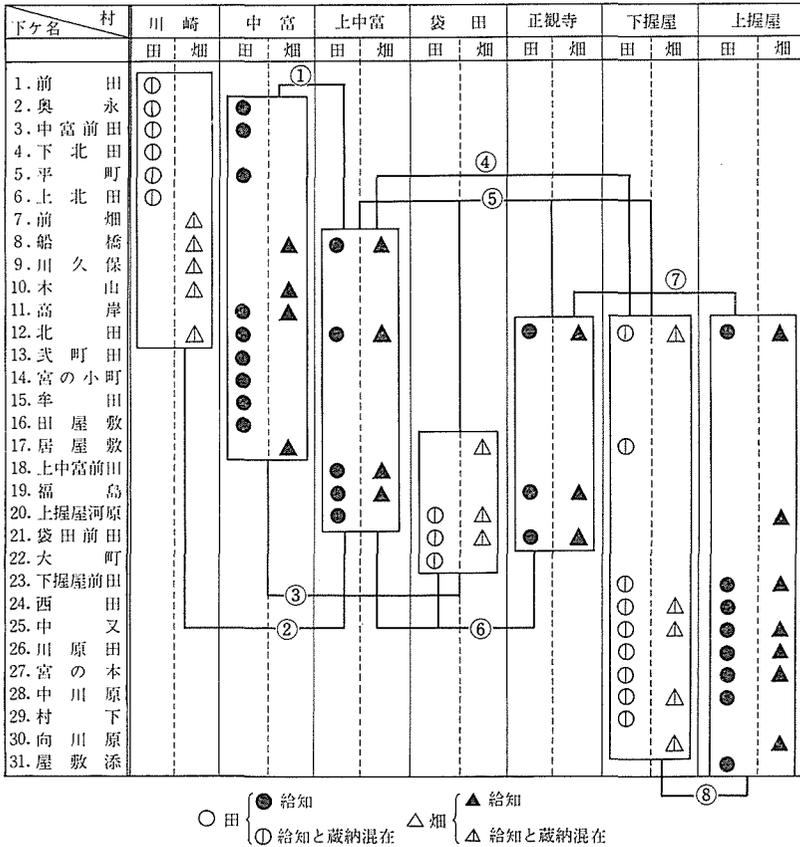
これに対し②郷原、古閑原、牟田村の懸持形態を検討すると、給人五名、給知高五四四、四石であるが三村間で給人の給知懸持はみられないし、各村の出自から云っても郷原は岩原村からの分村であり、古閑原村は持松村が親(本)村であるし、牟田村は前述の様に寛永初期の藩による墾田新村と各々異なっている。田畑耕地の交錯状態を下ケ名単位で見ると、郷原村、田畝十三町七反二畝十五歩(六下ケ名)、畑畝二十一町七畝(十下ケ名)、古閑原村では田畝七町四反一畝十二歩(三下ケ名)、畑畝十四町六反六畝二十一歩(七下ケ名)、牟田村田畝八町四反七畝三歩(三下ケ名)、畑畝一町一反三歩(三下ケ名)の三十二下ケ名の間には耕地の交錯関係は全く見られないし、田畑の錯綜関係は、出自の本村との間に著しい。しかし牟田村についてみる如く「此村田方勝ニ而畑地無御座、御山方新地之内ニ居住仕居申候……畑方者郷原村古閑原村之内年々下作仕申候」と下作関係が広汎に成立している事が知られる。堂米野、下米野の場合も、いずれも米野村「打出」新村である両村とも一村全給知で給人三人、給知高五一、七石であるが、両村にわたる給人懸持形態はみられないし、堂米野村若越殿給知田畝四町三反余(十一下ケ名)と畑畝十町九反六畝余(十下ケ名)、下米野村給知田畝十町八反五畝九歩(十一下ケ名)、畑畝十八町九反一畝三歩(九下ケ名)のうち同一下ケ名での相互入組耕地が見られるのはわずか二下ケ名だ

けであり、これも新村成立前の「屋敷畑」(前畑)と「南谷」と古くから開発されていた下ヶ名である。基本的には両村の耕地の錯綜関係は見られないが、牟田、古閑原、郷原と同様、下作請作関係は広く見られる。以上の例では地域的に新村分胞の多いところで施行されていた「寄せ村」が給知、耕地の分散錯綜関係に基づくものというより、耕作段階での下作請作関係に規定されて施行されたと考えられる。この下作請作関係は給知、蔵納の区別なく見られるが、上広、下原両村の例では新村立の場合地方組織が給知単位あるいは蔵納との区別の上になんて形成されていた事が指摘出来る。両村の場合「萬手鑑」段階では村立ては施行されているが地方組織では庄屋代茂助、帳書順助など連合形態をとりながら、本村の米野に内包されているし、明和六年の玉名郡絵図では「郷帳不出無高村」の記号が付され、村自体としても独立しては示されていない。上広は松下清蔵(四〇六、四石)、下原村は下津久馬(一三八、二石)の二給人の全村給知で相互の田畑交錯も全く見られず、「吉井」下ヶ名は吉井原、上吉井と下ヶ名を相方の給知別に分割した形跡さえみられる。この両給人が給知高などから考えて、慶安元年侍帳に出てくる松下市之進(玉名で免撫高千石)、下津将監(免撫高千八百三石、鮑田八三石、玉名千石)の系譜をひくとすれば、この両村の分割は初期の給知形態を示すと同時に、給知単位での分村が行なわれた事をも意味している。下原村についてだけ寛永十六年六月「中富勝右衛門手永下原村田畑検地御帳」が残っているが、これは既に安藤、森下らの指摘する様に、玉名郡での「地撫」が寛永十二年蔵納地、寛永十六年給知のみに施行された事からすれば「郷帳不出」村であった下原村は当初から米野の村内の「給知」村として村立てされていたといえる。というのは、この「地撫」が本村単位でなく、同じ村でも施行の時期がずれているからである。

以上の様に耕地錯綜、下作請作関係を基礎にした地方組織の連合形態を第①、第②類型とすれば、給知関係、耕地錯綜、下作請作が相互に不可分に結びついて広汎な連合形態を見せるのが第③類型といえるもので川崎、中富、上中富、袋田、正観寺、上握屋、下握屋の七村の地方組織の入組みに示される。この七ヶ村の全給人数は村別総数で十六名、給知高一九四六、〇石であるが、二村以上に給知を有する給人は津田平助(中富村三六八、一石、上中富村八九、二石)、津川市八(中

「近世肥後藩の村落構造とその展開過程」(久武)

富村二八九、二石、上中富村七〇、一石、隈部次郎左衛門(上中富村七、四石、下握屋村三、八石)、小笠原美濃(正観寺村一〇〇、二石、上握屋村三八六、七石)の四名だけである。ところが第Ⅵ図で示される様に各村の集落は大川(菊池川)を挟んで自然堤防上に錯雑して立地しているし、田畑耕地の錯綜関係を「萬手鑑」記載の下ヶ名(字)単位別に見ると第Ⅸ図のようになる。この中で給知形態、地方組織との連関をみると、川崎村だけは他の六村に懸持の給人はいないが、川崎村の給知の田畑は中富村の



第Ⅸ図 耕地分布と給知、地方組織関係

- ①津江市八、津田平助の給知(両者とも両村にわたる)懸持 ②頭百姓寿助の懸持
 ③専助(中富村庄屋代と袋田村頭百姓) ④服部次郎左衛門給知懸持
 ⑤帳書文次の懸持 ⑥諸助(庄屋)の懸持 ⑦小笠原美濃給知懸持(両村全給知)
 ⑧用助(庄屋)の懸持

田畑と「奥永」「中富前田」「平町」「船橋」で交錯しているし、中富と上中富の全村高は津田平助(両村で四五七、三石)、津田市八(二五九、三石)の両給人の給知であるが、地方組織では、川崎村の頭百姓寿助は上中富村の頭百姓でもある。ところが中富村の庄屋は袋田村の頭百姓専助が庄屋代として務めている。袋田村と中富村との田畑の錯綜関係は殆んどなく、給人も袋田村は高井勝次郎四七、四石の一名のみで、他六村とも給知の懸持は見られない。ところが後述する様に水利関係や集落構成からは「此三ヶ村(上中富、袋田、正観寺)田勝ニ而田畑間二三ヶ村入変一村同前之所」で風土記でも三村単位で用水耕地関係が記されているし、相互に集落から隔った耕地の質地、下作請作関係も三村間で成立している。地方組織で庄屋諸助、帳書文次が三村懸持であるのもこのような背景を基礎にしているといえる。同様に上、下握屋村では庄屋は用助の懸持であるが、給人は全く別で下握屋は給人四名、給知高二一四、九石(村内給知率六四・二%)で上握屋は小笠原美濃一名で給知高三八六、七石と一村一円知行となっている。しかし田畑耕地は両村とも「村下」「居屋敷」の二下ヶ名以外殆んど同一下ヶ名に交錯して存在している事が知られる。耕地の交錯状況からは中富、上中富、袋田、正観寺と上・下両握屋は独立しているが、上中富と下握屋は隈部次郎左衛門の懸持給知村であるし、正観寺、上握屋は小笠原美濃の一村一円知行となっている。水利関係では下握屋が内田川(握屋川)からの用水の取入口として、上中富、袋田、正観寺村の用水権を握っている。以上の様に「川崎―上中富」「中富―袋田」「上中富―正観寺―袋田」「正観寺―上握屋」「上中富―下握屋」「上握屋―下握屋」などの諸村に於ける地方組織の連合形態は田畑耕地の錯綜状況と給知支配関係、用水懸を基礎にして形成されていたといえる。

次に第④類型と云うべきものが川崎村と小島村の庄屋レベル川崎村と上中富の頭百姓レベルでの懸持形態である。小島村と川崎村とは給人、田畑耕地、用水懸の錯綜関係もないし、集落も相互に一里程隔っている。小島は慶長十三年検地帳で見える様に藤井村からの打出(分村)で文久三年「玉名郡絵図」でも「千田ノ庄、藤井村ノ内小島村」と藤井村に含まれている。ところが文化九年「風土記」では「寛政十年御救立被作付川崎村ノ入百姓等被作付居村五籠之御百姓間ニ都合合

候」(北里氏所蔵記録)であった。

⑦ 「壁々誓詞書物帳」(仕立起請文前置の事)(日置亥ノ平氏所蔵)内村前掲書

一、請持の御百姓中、田畑の儀は不_レ及_二申上_一村中の儀同役申談心をつけ合、明高毛荒等出来仕らざる様に、取計ひ申可_レ尤も家分の高分の等儀に申ましく候、若又分の不申候て難_レ叶儀も御座候は_レ村庄屋申談し御達申上御吟味の上御差図次第仕可_レ事

一、諸上納御取立方の儀兼て被_レ仰付置候通り、其の時々取致等相成申さず様に請持の組中私共より取立相納め、御会所向御役人手中にかけ申まじく譲り合申問敷候、勿論罪責皆済仕不_レ申内は、村々の米穀少も取散し不申様なくとの可仕候事

一、請持の御百姓の内当分為_二渡世_一他所、罷越居申候もの共の影、踏人数御改の節村人並に泄し申さるる様に入念相改書出、在処に呼寄影農仕らせ可_レ申候、若無_レ擧、子細御座候而自村之人畜を離れ他所へ引越向ふの人畜に加里申度段願申者御座候は_レ、御格の通書作を以て可_レ奉_レ伺候、惣而村人畜減し不_レ申様に相心得可_レ申事

一、塘筋其外御普請の節、御渡され候_二場御割賦の人夫一人も無_レ不足_一引連罷越被_レ仰付候通り、急度御仕向可_レ申候、且又熊本並に所々に竹木品々私方御割賦の時に、御日限少くも無相違差出御用無_三間違、相務申可候、村々用水御、普請の儀も竹木被_レ渡下_一候通り可_レ仕申候事。(傍点筆者以下同じ)

⑧ 「郡政秘録」

⑨ 統細川家譜「公堂雜記」(北岡文庫蔵)

⑩ 文化九年五月「玉名郡中富手永風土記」(八代郡竜峯村平野豊蔵氏所蔵)花岡典輝の校訂抜がある。(以下花岡校訂抜による)

⑪ 寛政三年「飽田託麻那手鑑」(御船町佐久間正紀氏所蔵)による各手永の絵石高と給知高との比率を求めた。

⑫ 宝曆二年三月「山鹿郡中村手永御蔵納御手鑑」(鹿本町大光寺内田寧唐氏所蔵)

これは高一八〇〇石に対し蔵納が二一八八石(十二%)で、給知は残りの八八%になる。

⑬ 寛永十年覚書「御郡方文書」(北岡文庫蔵)

⑭ 西山禎一、前掲論文一⑤のうち「肥後細川藩初期の給知分布について」(原田敏明先生古稀記念国史論集)所収)や同「知行替地の一考察―肥後藩首席家老松井氏について―」(九州史学第二六号)

森山恒雄前掲論文一⑤のうち「地方知行」の一考察 肥後藩初期の給知百姓を中心に(一)(二)(社会経済史学二卷三三号、六号)

⑮ 地撫の性格については、安藤精一「近世初期の肥後の地撫」(熊本史学第四号)を参照されたい。

⑯ 森山 前掲論文一⑤のうち「郷村制と地方知行制の關係」(九州史学第六号)

⑰ 井田行義「郡中法令」十七・十八(北岡文庫蔵)

⑱ 宝曆七年五月「南郷布田手永萬寛付御手鑑帳」(阿蘇郡西原村長野群雄氏所蔵)(内村前 掲書一④に再録)

⑲ 慶安元年「御侍免撫帳」(熊本県立図書館蔵)

⑳ 斐田勝彦「肥後藩の干拓新田―いわゆる『土族開』について」(原田敏明先生古稀記念国史論集一所収)

㉑ 宝曆十三年四月「下千田村御給知田畑地引合改見図御帳」(目録三〇八一)(熊本県立図書館蔵)

㉒ 宝曆十三年四月「下千田村田畑下ケ名寄御帳」(目録三〇八〇)(熊本県立図書館蔵)

㉓ 宝曆十三年四月「久野村上知御給知田畑地引合改見図御帳」(目録三〇九六)(熊本県立図書館蔵)

㉔ 宝曆十三年四月「久野村田畑下ケ名寄御帳」(目録三〇九五)(熊本

県立図書館蔵)

- ⑳ 前掲「玉名郡中富手永風土記」
- ㉑ 明治初期切絵図(鹿央町役場蔵) 製作年代は明記されていないが明治八年の地租改正地引絵図の調製と思われる。
- ㉒ 寛永十六年六月「中富勝右衛門手下原村田畑御検地御帳」(目録三〇二二)(熊本県立図書館蔵)
- ㉓ 安藤 前掲論文(15)
- ㉔ 森下 前掲論文(一-④)
- ㉕ 前掲「玉名郡中富手永風土記」
- ㉖ 慶長十三年十二月四日「藤井村打出小嶋村田島御地之検地帳」(目録三一九二)(熊本県立図書館蔵)
- ㉗ 文久三年「玉名郡絵図」(熊本県立図書館蔵) は明和六年八月「玉名郡絵図」(玉名市西照寺斎藤氏所蔵) よりも記載様式は古く、手内の諸村に「郷帳」本村単位で「千田ノ庄」の添書が付され、「千田ノ庄」という呼称は幕末まで続いていたと考えられる。

五 村落耕地と開発状況

前章で述べた給知形態と地方組織との錯雑関係は基本的には出目、分村を含めた村落内耕地の開発過程(二次的再開発も含めて)と密接に拘りながら形成されたもので、この章では村落レベルにおける小規模の内部開発状況の具体的内容を検討し、その開発規模と施行単位、それに付随すると云うより開発過程に基本的に重要な役割を果たした水利灌漑、その技術的レベル、土地利用再編成の状況、位置づけをみてみる。

① 開発規模と開発様式

開発規模と村落レベルの生産力の展開過程での類型を第二章の肥後藩全体のレベルとの関係で見ると、大きくは(Ⅰ)(Ⅳ)で顕著に見られる内陸部山間丘陵地域の開墾型と(Ⅱ)で示される干拓新田型であるが、後者の場合「細川氏肥後御入国以来海面干瀉ヲ埋メ立ツルコトハ妄リニ許サレズ必ズ御一門三家、家老ノ三氏等及郡郷ノ団体所謂手永ニ限り許サルル規則……」^①と開発主体は限定され、かつ農商分離の原則が貫徹されている。「藤公遺業記」^②で見ると加藤氏統治期では、菊池川、白川、緑川上・中流部の菊池、山鹿、阿蘇、益城諸郡河川低地は殆んど開発に手がつけられず、玉名郡でも開発新地は田畝一一三九、六町余、畑畝一一三九、四町余で地域的にも坂下、荒尾、伊倉手永など菊池川下流三角洲地帯に集中し、

下流部低地と丘陵地域の開発規模面積からは約八対一の比になる。本稿の対象地域、中富手永などの中上流域の河川低地は細川氏初期も「捨作り」耕作をとり、開発は丘陵地域での開墾形式をとっている。本田は河川低地、特に中流域新田開発が河川流路の固定、護岸堤防工事、水利施設の新設などの技術的レベルと対応せず、専ら半開水損地、後背湿地の乾田化と不安定な村落耕地の再開発、安定化に主眼が置かれた事、治水工事に要する多大な夫役労働力、開発資本が初期に於ては村落レベルまでに亘って組織化され得なかった事を指摘しているが、^③ 現実に新田地代金、造営費、労働夫役組織の単位が手永―惣庄屋レベルまでに至るのは宝暦期の地引合検地による貢租体系の再編成など内政改革を経て以後で、手永開(郷備開)、郡方開、などが盛んになってくる。^⑤ これは寛文十年段階では「田畠、野開共に新開可仕所、抗を打歟かたを仕候……新開之事御知行取開分は従前に開取ニ被仰付於干今右之分に沙汰仕候事」^⑥と御赦免開(土族開)^⑦の開発権利発生が非常に容易で、開取であったものを藩庫充実を目的に次第に手永開、郡方開などに、編入していったからである。肥後藩全体では官築新地、御内家開、土族開、郷備開の四種の中では前二者が支配的で、郷備開によるものは少ない。^⑧ しかし下流部低地の干拓適地が既に加藤氏時代に開発が進んでいた玉名郡などでは「立花受免」「四郷開」「大開」などの郷備開や村レベルでの受免開が多く見られ、開発規模も五〇町〜百町に達するものである。ところが四郷開(坂下、南関、中富、内田手永の共同経営)、百十町六反三畝十一歩、や川浚料開(小田、坂下内田、南関、荒尾、中富手永の共有地)四十町、大開(小田・南関・中富手永の共同出資による新田)百五十四町七反二十一歩などは手永単位で夫役徴発が施行され、菊池川護岸堤防工事、川浚水利施設修築経費の補填を主目的にしたものであり、中上流部の河川低地開発と郷備開などは密接に結びついている点は注目される。即ち(Ⅰ)(Ⅳ)型で示された内陸部山間丘陵地域の開墾型が主として生産力の高い河川低地の新田開発に移行する場合、その基礎作業としての河川堤防、護岸工事、水利施設設置の経費拮出の為に郷備開などの大規模干拓新田が造成され、その財政基盤を背景に手永内部の村落レベルの開発が進展したといえる。

中富手永の開発状況を「萬手鑑」で検討してみると新田開発面積は田畝三十七町六反五畝十八歩、畑畝百二町九畝二十

二歩、総計百三十九町七反五畝十歩と畑畝が七三%を占め、田畝は二七%であるし、手永全体の耕地に対しても新田比率は、田畝五・五%、畑地二〇・一%となっている。開発の時期、様式を見ると延宝五年以前の古新地の割合が三十町五反九畝十七歩で二二%を占め、延宝五年以降の新地、御郡方新地、御山方新地は全開発面積の三・〇%、三・二%、六・四%で古新地より少く規模も小さい。開発様式としては「野開」(四一・九%)「畝物」(二〇・八%)「御赦免開」(一三・五%)が多く、野開は「在々野開之儀年々作り替に仕物にて御座候ニ付連上銀を輕由付候、就夫毎年改を仕……」と村方の草地状況に応じて開発されたもので全て畑畝のみである。上広村の十四町九反七畝二十三歩、米野村十四町九反九歩が全野開の五九%を占め、次いで岩原村五町七反六畝九歩、下原村三町六反三畝二十七歩、下米野村三町九畝十五歩、上岩原村三町七畝十八歩と開発が三町以上に及ぶのは全て岩原川中上流域の丘陵地域であり、開析の進んだ東部千田川沿いの上・下千田村、久野、広、宮村や、持松、牟田、古閑原などの丘陵地から低地へ移行する地域では野開は行なわれていない。千田川下流低地や菊池川沿いの村落に見られる一町五反二町の規模の野開は、「手永絵図」や安政期藩庁作製の「菊池川全図」などで検討すると自然堤防上の集落の周囲と河川敷に掛る「藪・荒野」地帯で進められたもので河川水損地、永荒畑と隣接している事が知られる。「畝物」は新地出高と同様、「本方新地畑の水利宜しき所を開き田作になし田の年貢上納より床畑物成を引き余を上徳米と云」と上畝物を筆頭に「御百姓働にて仕立候分」で主として菊池川低地の川崎、中富、分田諸村に集中しているが微地形的には河川敷沿いの荒地、永荒畑、野開から集落の立地する自然堤防にかけての河川側と他は後背湿地の損毛耕地と本田畑の境界に多く見られ、用排水施設の新設、溜池堤の造成によって開発されたもので規模は一町以内が多い。特に田畝八町六反四畝二十七歩、畑畝一町九反三歩、総計畝物十町五反五畝と畝物開発としては規模の大きい川崎村や、中富村の畝物二町九反一畝二四歩、分田村二町二反三畝六歩は例外的で、これは後述する様に、既存の水利施設、灌漑用排水路体系の大きな再編成を伴った結果である。低地の畝物開発に比較して千田川、岩原川沿いの丘陵地域の開発規模は田畝で平均一反九畝五歩、畑畝で一反八畝十一歩と極めて小さくなっている。

開 発 様 式

諸 畝 物		野 開	御 赦 免 開		荒地(極荒・永荒)	
田	畑	畑のみ	田	畑	田	畑
畝.歩 83.18	畝.歩 8.18	畝.歩	畝.歩	畝.歩 76.21	畝.歩 12.11	畝.歩 23.00
	3.09					126.21
12.03	13.18			129.06	60.24	34.24
	33.18				55.15	58.27
28.06	11.15	92.11		94.09	11.27	14.06
		1497.23		147.00	7.06	11.09
11.00		363.27		33.04	0.24	
27.27	3.03	1490.09		205.00	2.00	1.15
0.27		189.00		133.24		29.27
4.06		㊸309.15		244.24	26.06	
16.03	49.21	㊸307.18	33.27	157.12	61.15	171.15
5.15	30.27	㊸576.09		㊸137.27	99.18	㊸433.14
	19.19	59.09			13.18	66.09
5.21	21.06				44.15	24.06
	40.18				55.12	
				128.18	236.12	74.14
66.06		212.27				
106.11	0.11				6.18	4.24
176.00					2.24	52.22
32.15	2.24	158.15			15.18	40.03
					41.03	171.12
191.00	32.06	166.15			31.09	215.06
864.27	190.03	174.00	25.24	7.00	15.27	20.15
274.00	17.24	148.12		㊸7.00	7.09	21.21
85.18	6.21	36.18				3.09
20.21	7.12					
1.00	7.09		6.15			
135.24	1.12	13.18	41.00			
120.24	1.15	22.00	254.06	4.15	350.16	7.21
48.12	23.21				1.18	
43.24	17.00	47.00	㊸17.06		83.03	51.24
2362.08	543.00	5865.16	378.18	1506.10	1243.18	1659.14
2905.08		5865.16	1884.28		2903.02	

ている ㊸ 上掘屋の新地は惣荒地 ㊹ 御郡方出高の分である(出高は新地
 ㊺ 1反6畝が御郡方当新地, 6反1畝9歩が御郡方出高である ㊻ 1反4
 ㊼ 2反27歩全部惣荒地 ㊽ 8畝12歩が下免新地, 3畝6歩が高免新地であ
 反3歩は御郡方野開 ㊾ 7反6畝15歩は御山方野開 ㊿ 3反5畝は御山方
 野左衛門上り開 ㊽ 上り開である ㊾ 6反7畝6歩は御郡方永荒 ㊿ 御
 27歩の畑畝を含んでいるためである ㊽ 御山方新地の畑畝7町8反2畝7歩

御赦免開(土族開)は米野村の二町五畝、下米野村二町四反四畝二十四歩などを筆頭に丘陵地域では殆んど畑畝開発であ
 り、野開の平均規模五町四反三畝余に比較すれば御赦免開の平均規模一町三反五畝二十歩は大きいとは云えないが菊池川
 沿低地の平均田畝(御赦免)開六反八畝二十五歩、畑畝六反十五歩と比較すれば約二倍に達する。野開が極めて不安定耕地

第Ⅳ表 開 発 規 模 と

	耕 地		古 新 地①		本 方 新 地		御 郡 方 地	御 山 方 地
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
1	4511.12	3313.00				46.12	④55.24	
2	3300.00	1700.11						
3	3410.24	2064.24			10.00	37.09		
4	3122.24	2164.24		11.21				
5	2378.06	4775.21				67.06		
6	1645.11	3159.18		628.00		115.25		370.21
7	346.21	885.21						
8	1664.00	3309.18	51.18	842.15				161.03
9	432.06	1996.15		119.24				
10	1085.09	1891.03		124.03			2.03	
11	2773.06	3887.15	②9.03	128.13			5.11	153.12
12	2310.27	3036.24			6.00	172.09	⑤9.13	⑧85.19
13	1372.15	2107.00						11.12
14	741.03	1466.21		8.03				
15	847.03	—						
16	5295.18	4357.15						
17	1118.09	689.00		123.24			9.21	
18	1129.18	579.03					4.21	
19	745.11	512.24					6.00	
20	3876.00	878.06	12.00	95.27				
21	2559.03	180.13						
22	1884.00	789.21	32.27	160.12			⑥88.27	
23	2753.15	2147.06	43.27	153.09			14.27	
24	3480.24	1218.09	111.12	44.12			⑦31.15	
25	1050.00	293.18	39.03	1.18				
26	1025.09	228.06	12.27	23.21				
27	653.00	156.15	28.24				⑧22.15	
28	2180.03	439.18	64.24	13.12			⑨52.28	
29	2571.06	514.03			⑩11.15		⑩20.27	
30	2038.09	221.09	8.19				2.27	
31	6052.06	1793.18	132.21	32.18			⑪11.18	
計	68353.28	50758.09	547.25	2511.22	27.15	439.01	339.07	782.07
	119112.07		3059.17		466.16		⑫452.04	⑬892.10
	1811.00							

【萬手鑑より作成】

① 延宝5年(1677)以前に開発されたもの ② 上岩原の田畑(古新地)はともに永荒となつた畑を田作したもので分米と同じ ③ 2畝26歩は高免新地 6畝27歩は下免新地である ④ 21歩が出高である ⑤ 1反7畝15歩が出高である ⑥ 4反8畝24歩が秋免極の新地であるがすべて荒地となっている ⑦ 4反8畝21歩が高免新地で3反6畝18歩が下免新地 ⑧ 3開 ⑨ 7反1畝3歩が市村殿、6反6畝24歩が沢村殿で両者上り開(免掛り) ⑩ 7畝中原郡方新地の田畝3町3反9畝7歩と合計の4町5反2畝4歩の差額分は上岩原村の1町1反2畝と合計の8町9反2畝10歩との差額分は牟田村の1町1反3歩の田畝を含んでいるためである。

である事を考慮すれば、この御赦免開は畑畝、田畝とも規模は小さいが安定耕地として極荒、永荒畑へ転化している例は極めて少なく有利な土地条件を前提に組織的に開発が進められた事が知られる。御赦免開の開発主体は士族給人層によるものであるが、上広に一村全給知、米野村に九九%給知を有する松下清蔵の場合の如く御赦免開は上広一町四反七畝、米野二町五畝、計三町五反一畝であり、更に別に個人の御建山三町五反を有し、開発資材も自己負担で行なっている形跡が伺われると同時に下米野村の御建山畑五反八畝九歩から考えたと松下の場合も開発過程からは給人建山^⑮を野開又は御建山畑、条件の良い地域を御赦免開に組込んでいった事が知られる。だが現実には一給人による開発規模は岩原村市村殿七反一畝三步、沢村殿六反六畝二十四歩の例で見ると一町未満であり、一村一給人で全給知である場合の御赦免開の規模が一町二町に達しているのは如何なる事であろうか。「御郡方記録帳」では

「在宅仕候御知行取には材木參拾荷竹貳拾束被為拜領候。併其同郡に知行所無御座ものには不被為拜領候。將又在宅所之儀知行所にて無御座候ても其所之百姓申分無御座候へは御蔵納之内又は何れの所へも心儘に被仰付候事^⑯」

と御赦免開に要する開発労働力、資本は知行所の百姓だけでなく、蔵納地に迄、及んでいると同時に、現実の御赦免開と一給人による御赦免開の開発面積にはかなりの差が見られる。「表向は給人の願ひにて御赦免開とも内実百姓作り取りにしたる^⑰」部分であったと考えられる。この開発規模の差額分には初期から給人層によって仕立百姓が設立され、給知引直しが行なわれていた。この事は延宝五年「新地開立並びに仕立百姓改正令^⑱」や同八年上知令^⑲、更に中期の元文二年法令によっても知られる。この御赦免開の内、出作開として開かれたものは純粹に給知に引直されない部分として残っている事、即ち一村全給知で一給人で開発された御赦免開には給知以外の蔵納百姓らの出作開が加算されていた事になる。これは小笠美濃の給知であった上握屋村の御赦免開田畝二町五反四畝六歩についても同様な事が指摘出来る。

② 耕地利用状況と水利体系の再編成

在宅人、給人層を主体とする御赦免開や野開などの丘陵地域の開発に対して、御郡方新地、畝物などが全耕地面積の二

○%以上を占める干田川中下流部、菊池川沿岸低地の場合、開発主体は中富、分田、正観寺村など村レベルの百姓仕立が多く開発規模も五反以下の小規模のものが多く、新地、御郡方新地の場合、上握屋新地田畝一反一畝十五歩、御郡方新地二反二十七歩は惣荒地であるし、下握屋新地田畝四反八畝二十四歩は秋免極の損毛地、藤井村新地八畝十二歩は下免新地となっている他、各村で新地、極荒、永荒となっているのは殆んどが荒地あるいはその隣接損毛地であり、河川沿い低地の水田主体の開発地が本田畑耕地として機能していなかった事を示している。前述した安永期の明高の比率の高さから見ても知られる如く宝曆、安永の仕法など中期以降の耕地開発の基本的方向はこの様な畝物、荒地、極荒、永荒畑更に田成畑など既存の村落耕地の再開発、安定化を意図したもので、その前提として水利土木工事、用排水井手掘鑿など水利体系の再編成を施行したものである。中富手永の耕地利用状況と水利施設再編成過程を検討してみると、耕地状況については第Ⅴ表の様に安永年間の明高、田成畑など不安定耕地が多く見られるのは殆んどが他村の余水に依存している地域で、明高の田畑耕地は他村へ下作ないし請作に出したり「富家江質地」となっている。宮村の田畝数四五町余の内二〇町が手作で余りの二五町は下作、下干田村の田畝数三四町歩の内十六町が村内手作地で他の十八町歩は下作と質地となり、干田川が丘陵地域から低地に出る地帯の深田の五〇〜六〇%は実際その村で耕作されず、他村の下作、請作あるいは「質地」となっている^②。第Ⅰ表の安永元年の段階で明高率が最高を示す岩原村(村高五八九石三斗九升の内明高三二七石で五六%が明高率)の明高三二七石は岩原村内高で完全な無高となっており、その下作人は内田手永大矢村、山鹿手永坂田村よりの手永越作である。この所謂、明高「手余地」は一般に手永惣作で各村の農民に馬代、馬具代を支給し分配耕作させ、残りは新百姓を仕立て家屋、農具、馬代を供与し耕作させるもので第四章の地方組織と知行形態の際述べた第④類型の川崎村から小島村への「寛政十年御救立被作付川崎村へ入百姓等被作付……」はこの例であり、この零落救済対策の費用は享保三年以前は手永「御備米」より支出されているが、「検見法」から「受免法」への転換が施行されて以後は「御救米」などの藩援助分は得られなくなり、手永惣庄屋の権限で酒造業者や金納郷士などの富家に集中していた耕地、借地、質地

第V表 中富手永水利関係事業

石高	明高①	戸数	水利事業②	備考(農業耕作事情、水利)
(人)	(口)			
→石斗升 995.2.6	石 379 (38%)	54 (200)	水抜井手10筋(天明6—寛政9) 広村の内三筋に新堤(天明2)	田畝45町歩の内20町手作。他、下作(特に居村より20町隔った「奥永」,「坪田」,「矢口」の明高になった下ケ名を最寄の村方へ)。「田田」下ケ名は広村田田の赤水正原手永二田村、宮原村の赤水、干田川筋より水引き、干田各し「東前田」下ケ名の内1町余は井手懸なく天水による。久野村懸直に1町程あり。
696.5.4	170 (26%)	47	水抜井手6筋(天明6—寛政2) 野永筋之堤(文化4)	田畝34町余の内16町手作、余りは下作又は他村へ質地。居村より20町隔った奥永下ケ名は明高になり最寄の村へ下手。
716.4.0	164 (23%)	37 (115)	水抜井手6筋(寛政年中) 上、下岡子田、持松3ヶ村と宮村久野筋村と8筋井手(寛政12)	
715.9.1	159 (22%)	49 (223)	水抜井手6筋(寛政年間) 「前田」下ケ名に「野永筋」の堤1口	「奥永」下ケ名は居村より20町隔り最寄の村へ下作
722.0.1	83 (300)	83 (300)	「湯田」下ケ名に小堤1口(享和元年) 「前田」下ケ名に小堤1口(文化6年)	所作選いところの地方は最寄の村へ下作 往還筋に20軒あり。
406.4.4	66 (28%)	66 (289)	「田藤」下ケ名内に5反2畝の堤1口 (安永6年)以前の堤に引並び7反3畝の新堤一口(文化6) 小堤2口(明和年間)	
138.2.6		24 (100)	「前田」下ケ名に小堤一口(明和6) 「蒲田」下ケ名に2反9畝の新堤(寛政元年)	「前田」「小田」「橋形町」下ケ名は沼田がら、「えぼうし形」下ケ名は内田手永廻井村田方より水引灌水する。「岩倉」という20町ほど隔ったところに20軒の小村あり
429.9.3		118 (458)	「松坂」下ケ名に堤一口(明和6)	下原村の赤水で田方は番水
200.8.1		24 (90)		
318.7.1		44 (156)	「前田」下ケ名に堤一口,「谷」下ケ名に1町3反余の草田のため、小堤一口(安永元年)「大坪」下ケ名に4反8畝15歩の新堤(文化4)	
667.4.8		56 (217)		
589.3.9	327 (56%) (無高)	77 (297)	以前より小堤5口 新堤3口(天明)兼 新堤1口(1町8畝)(文化3)	田畝3町6反余は畑作。「扇田」,「神」,「小原田」下ケ名は井手懸。「椎木」下ケ名は沼田で山鹿手永廻田村、内田手永大木村より下作 下ケ名は沼田で山鹿手永南島村田方の猿木島 文化3年新堤は南島村を宮原村「神」下ケ名にあてる。
396.0.2		47 (186)	新井手 4筋(寛政3)	岩原川筋より赤水。「辺田」下ケ名2町2反余の内は表、菜種作は、出来ず、粟作のみ 持松村、郷原村の赤水。一毛作がらで畑方はなく、郷原村、古閑原村へ年々下作している。
137.9.4		6 (36)		赤水が不足する所で持松村田方赤水懸、各自水溜を掘り、打水をする、富家への質地多く難波しがらである。
213.7.7		23 (92)	新井手 4筋(寛政3)	

16	1176. 2. 2	170 (14%)	87 (331)	水汲井手3筋(寛政3)	田方の養水は干田川入樋井手、谷田川より。「下汁免」「天神免」「日鏡」「入反養田」「前田」「養菜」下ケ名は沼田である。
17	242. 3. 0	68 (29%)	32 (154)	村々之邊に新川瀬(寛政3) 水汲水汲井手(天明6~寛政年)	「奥水」下ケ名や岡子田村、宮村地方に流れていて番水はにくい。「稻生」近村の内へ下作多し。
18	234. 6. 3		17 (91)		
19	156. 7. 5		14 (41)		
20	699. 7. 4	田成畑 4町4反	91 (336)	水汲井手6筋(寛政年間)	正院手永山坂村前合志川筋の痕迹。
21	401. 8. 6	田成畑 3町9反	170 (42%) 26 (140)		正院手永山坂村前合志川筋の痕迹。 「福田」下ケ名は水気強い。作廻りよくなく近村に下作。
22	383. 8. 9	田成畑 3町7反	48 (195)		正院手永山坂村前合志川筋の痕迹、秋麦作。
23	605. 9. 6		66 (280)	水取、水汲井手3筋(寛政2) 川筋に2反3畝の新堤(寛政2)	「北田」下ケ名は中富村田方入交り沼池等多し、抜村土月用に百姓、23軒、上中富村百姓1軒居住。富豪への質地多く、下作している。
24	657. 3. 8	190 (29%)	54 (256)	水汲井手3筋(寛政年間) 小島村内 に2反3畝の新堤(寛政2年)	「橋田」水懸により上畝物1町5反余出来る。
25	166. 8. 1	102 (23%)	23 (73)	水汲井手9筋 (寛政年間)	3村入交り、一村回然。 「前田」「北田」「大町」下ケ名は養水不便で「北田」は一毛作 「福馬」下ケ名は中村手来下高橋村の養水より養水、 「福馬」下ケ名は20町余隔り、肥物運搬不便で自作させている。
26	163. 8. 7		21 (88)		
27	100. 2. 5		10 (39)		
28	386. 7. 8	180 (25%)	28 (148)	「西田」「北田」下ケ名に新井手4 筋(寛政2)	岡村入交り、一村回然 「西田」下ケ名は一毛作田、「前田」「河原」は水損地。
29	334. 9. 2		15 (61)	新井手8筋(天明6~寛政10) 新堤1口	寛政10年高持百姓5籠に減り川崎村より五籠(戸)入百姓になる。
30	353. 4. 8		399 (65)	水汲井手8筋(天明4~寛政4)	藤井村懸の「下橋」に20軒の小村あり。
31	1099. 6. 4	2478 (36%)	1387 (27)		
計	14506. 0. 5	2478 (17%)	1387 (5650)		

△ 文化9年5月「玉名郡中富手永風土記」(八代郡養菜村平野豊雄氏所蔵)より作成
 〔中富徳庄屋松尾多助より玉名郡都代宇野騏八郎、干場入郎右衛門あてに提出されたものである〕
 ① 明高の%は(明高/村高)×100 ② 水利事業での括弧内は水利施設の設定時代を示す。

第Ⅳ表 水利関係費用負担

	御 免 帳 出 米	庭 帳 外 請 出 米
	井手床三ヶ沓村弁分(1石5升4合8才)	・畑田井手床村弁分(3斗1升7合1勺8才) ・畑田井手所水引給米(1石3斗) ・山本大清水村々井手料(6斗5升) ・上子田村、下子田村、宮村田方水取井手見給米(1斗1升6合6勺6才)
1	井手床三ヶ沓村弁分(1石5升4合8才)	・畑田井手床村弁分(8升1合6勺6才) ・井手明立給米(3斗5升3合7勺6才) ・堤床上納村弁分(8升1合6勺6才)
2	新井手床村弁分(5斗8升7合4勺4才)	・新井手床上納村弁分(6斗7升6合5勺5才) ・井手明立給米(1斗3升6合1勺)
3	新井手床村弁分(1石3斗6升5合2勺)	・田方水取井手明立給米(1石4斗6升2合5勺6才) ・上岡磯新見給、新井手床村弁分(1斗3升6合1勺2才) ・上岡新井手床金上納分(2斗5升1合5勺4才)
4	井手床、新堤床村弁分(1石1斗4升7合2勺2才)	・田方水引給米(3石3斗) ・新堤床金上納村弁分(7升4合5勺5才)
5	堤床村弁分(1斗8升8合2勺4才)	・田方水引給米(1石7斗5升) ・堤床上納、上米他(5升6勺9才)
6	・堤床村弁口米共(1斗6升4合8勺) ・上岡断(1石5斗1升5合1勺3才) ・堤床池地上岡断(7升3合1勺6才)	・田方水引給米(3斗8升) ・新堤池地三ヶ沓村弁料(8升1合7勺3才) ・堤立・越宅入坂差料(2斗1升)
7		・新堤床三ヶ沓村弁分(9升5合7勺)
8	・堤床逆受敏代米(1升8合1勺5才) ・新堤床村弁分(6斗8升4勺6才)	・田方水引給米(1斗2升)
9	堤床三ヶ沓村弁分(2斗1升6合2勺1才)	・新堤床、井手床上納三ヶ沓村弁分(8斗4升6合1勺7才)
10	堤床、井手床三ヶ沓村弁分(1斗1升4合)	・堤見給給米(3斗2升) ・堤床上納弁分(1斗8升6合8勺5才) ・小原田水引給米(1斗4升7升5合)
11	堤床上納村弁分(5斗8升8勺6才) 岩原村、上岩原村堤床上納弁分差引岩原料=越渡分(3升7合2勺7才)	・新堤床上納三ヶ沓村弁分(8升2合2勺7才) ・堤二夕口見給米(7斗)
12	堤床三ヶ沓上納分(4斗6升9合2勺) 上岩原村堤床弁分之内岩原料(≒)越渡分(8升7合2勺)	
13	井手床村弁分(5斗2升6合1才)	・新井手床村弁分(6升1合9勺4才)
14	井手床村弁上納分(5斗2升2合9才)	
15		・堤床御年高村弁分(1石6合7勺4才) ・堤床見給給(3斗2升5合) ・永取井手見給給(3斗5升)
16	井手床村弁上納分(3石5斗6升7合9勺9才)	・井手明立給(4斗9升4合7勺9才) ・水引給米(5斗3升4勺9才)
17		

18	井手床三ヶ巻村弁分(4斗9升8合2勺7才)	井手床料弁分(1斗8升) 井手明立給(1斗1升) 田方水引給(2斗6升) 田方水引給(6斗4合3勺5才)
19	井手床三ヶ巻村弁分(5斗4升6合6勺6才)	井手明立給(7升5合) 井手床金村弁分(1斗2升) 田方水引給(4斗1升2合6勺3才) 田方水引給(1斗7升)
20	井手床三ヶ巻村弁分(1石6斗3升8合3勺2才) 御郡芳手飯米(6斗5升7合3勺)	井手明立給(3斗) 田方水引給村弁分(7斗) 水引給米(1石5斗6升2合9勺8才)
21	井手床上納村弁分(1斗3升6勺3才)	井手明立給(1斗7升5合) 田方水引給(3斗5升)
22	井手床三ヶ巻村弁分(4斗4升5合5才)	山飯砂蒸明立給(1斗5升) 水引給米(1石9升4合8勺2才)
23	井手床料弁分(6斗6升4合2勺2才) 小島村堤床土納弁分(1斗8升2合4勺7才)	井手床弁料(2斗5升) 掘屋村水取井手料(2斗) 奥米田方水引給(1斗2升8合2才)
24	井手床上納弁(1石4斗1合2勺3才) 小島村堤床土納弁(2斗9升4勺4才)	橋、村木小屋床上納弁(5升) 掘屋村水取井手料弁(9升) 奥米水引給米(1斗1升1合5勺9才)
25	新井手床費地弁料(3斗7升6勺6才) 小島村堤床費地弁料(8合8勺9才)	下掘屋村井手料(1斗)
26	新井手床費地弁料(3斗5升8合9才)	下掘屋村井手料(6升)
27	新井手床費地弁料(1斗8升3合1勺9才) 小島村堤床費地弁料(1斗1勺1才)	下掘屋村井手料(4升)
28	新井手床費地弁料(5斗4升4合3勺6才)	ナ
29	新井手床費地弁料(9升7合7勺4才)	ナ
30	掘屋三ヶ巻村弁分(1斗3升6合8勺5才) 井手床上納(9斗1升2勺)	ナ
31	井手床土納弁(2石4斗6合5勺7才)	ナ

(萬手鑑)より作成

の返却を指示している。②しかし、具体的な村落耕地の安定手作地化の対策にはなっておらず、一種の労働強制による余地惣作と、用排水樋、井手新設による旧来の村落耕地の安定化が以後計られている。宮村、下千田村など千田川中流部の対応に比較して下流部低地の場合をみると、小柳村は明高六八石(明高率二九%)であるが、東部合志川沿いの田成畑四町四反の下分田村、田成畑三町九反、明高百七十石(四二%)の中分田村、田成畑三町七反の分田村という旱田地域と、上流部

宮村明高三七九石(三八%)、久野村明高一七〇石(二六%)、下千田村明高一六四石(二三%)、上千田村明高一五九石(二二%)などの湿地深水域、更に岩原川と千田川にわたる牟田、持松村の沼田耕地とに挟まれ、独自の用排水井手、樋は新設出来ない状況で、他村、特に分田地区や上流千田地区の耕地の下作、請作に出る事を余儀なくされている。

これに対して川崎、中富、上中富から上、下握屋など菊池川沿いの諸村の明高は四百七十二石(二八%)と全耕地の約三割を占めるが、多くは水損地と自然堤防ぞいの後背湿地に滞水した沼田地域で「風土記」で見ると中富「北田」、握屋「西田」下ヶ名など麦作、菜種裏作が出来ない損毛耕地に隣接しているし、上中富、正観寺、袋田村(明高二三%)ではかなり「質地」が記載されている。この様な明高、田成畑等の既存村落周辺部の不安定耕地の安定化を計る目的で明和期から寛政、文化期にかけて水抜井手四九、水取井手六、水取水抜井手三〇五、新井手十六、磧四、堤二二以上が新設掘鑿されている。特に安政二年以降の新野尾清左衛門、伊平父子惣庄屋期には溜池堤十二(十ヶ村)用排水路新設八二筋(延べ九千七百八十七間)、石積三ヶ所(橋田磧、山城磧、宮村磧)、農道七筋(延べ千百拾三間)が新設された他、田畑開き所四町余、畝物などの既存耕地の再開発は二一四町歩に達している。この両惣庄屋期で竈数は一二一五戸から一三三五戸に、人口四三七七人から六五一八人へ作馬は甲佐手永からの馬の子仕立等により三三七匹と四五六匹と増加を見ている。

水利施設の新設などを基礎にした既存耕地の再開発過程は、水利関係から見ても、丘陵地域の米野、下米野、岩原村、広村(岩原川上流)、上千田村(千田川中流部)地区では旧来の古堤で不足する灌漑用水だけを新堤を造成して補充する方法がとられているが、宮村、久野、下千田村など、千田川中流部の丘陵地域から低地にかけての地域、更に分田、小柳、川崎、中富、握屋など、合志川筋、千田川筋、菊池川筋の養水番水懸が錯綜している地域では、後述の橋田堰懸の川崎井手、分田井手、南島井手新設に見るように個々の井手樋新設が下流部の用水体系全体を変えてしまう事になって、各村落レベル単独の水利施設新設は出来なくなっている。これは又用水普請に一領一疋や地侍層が任命され、井手料米が給人負担となつて水利施設に対する開発管理権が村落レベルに存在しなかつた事にもよる。第Ⅵ表は手永内各村落の新井手床掘方、田

方水引給米、井手明立給米など水利関係に伴う経費負担分を示したものである。「御免帳出来」分は「免割帳面一人前上納高取立の高を書記し、合せ高の内より蔵払、又給人扶持方上納共に右取立の一紙を差引致した」もので「庭帳外請出来」は「蔵払、給人扶持方上納分」のもので、具体的には他村からの下作請作、他村余水懸の経費負担分も含んでいる。このⅥ表中で「三ヶ一村弁分」は「免帳内引ニテ上納免許」の費地の内「新井手、新川、新堤、新道、塘下の費地分」の前三者について「三ヶ一上納三ヶ二ハ免許」となっているものである。これで見ると宮村では田方水取井手見締料は上千田・下千田も含まれているし正院手永大清水村からの井手料も計上されている。上岩原村の「小原田」「扇田」下ヶ名の水引給米出来は「蔵納地」への分と、他村との水利錯綜、と同時に給知、蔵納の区別の上に立った経費負担が行なわれていた事が知られる。他方川崎、中富、上中富、袋田、正観寺の諸村では小島村堤床は「免帳出来」と村負担である一方、握屋村井手懸は給人負担と区別されている事が知られるし、又この事は溜池造成と井手筋設置が用水体系の中では分離されて考えられていたといえよう。以上の様な堤(溜池)と井手体系の錯綜、給地と蔵納の区別など水利開発が既存の水利体系の中で機能するには大きな再編成を必要とした事が知られると同時に低地村落における新地開発の規模が小さく、又永荒、極荒などの非耕地、明高や田成畑などの不安定耕地の「片付仕置」が容易に出来なかつた理由の一つであろう。水利体系を大きくかえた橋田堰の設置とそれに付随する新井手掘鑿の状況を若干検討してみる。

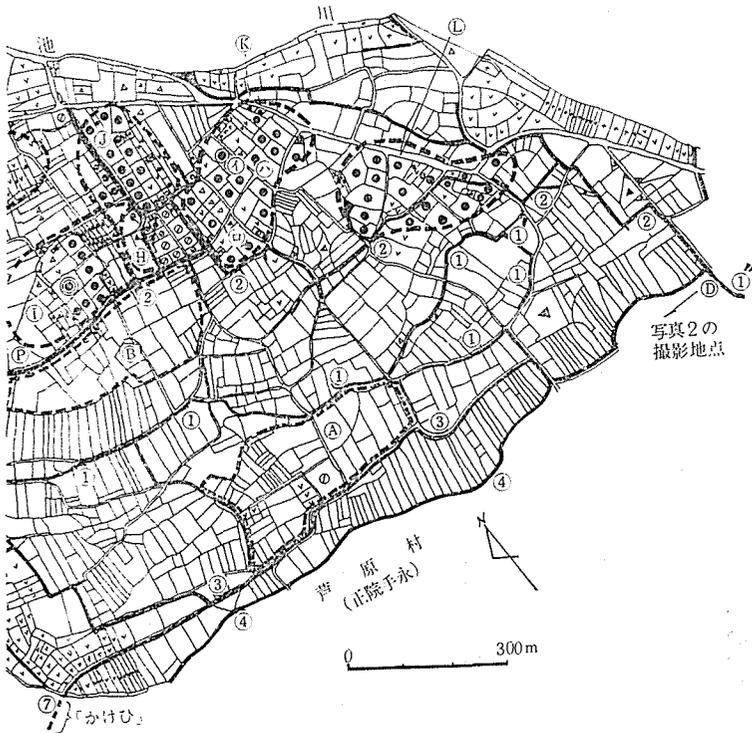
寛政十一年六月中富手永川崎庄屋尉衛門、中富村庄屋字衛門、上中富庄屋小原林衛門連署によって提出された橋田井手築造願^④では、

「私共村田方之内上知御給地新地方畝物共ニ從前々山本郡芦原村田方余水、合志川余水を以用水仕来申候処去ル亥子辰迫々三ヶ年洪水之節石砂居込荒地出来仕候ニ付其時ニ開明申候得共一躰地形高ク相成其上洪水後芦原村、橋田村余水茂乏敷相成御百姓共何れ茂迷惑仕候得共外、用水之手段無御座年々難波押移申候然処当年今以田根付相済不申及当惑居申候」(傍点筆者)

と菊池川南岸の川崎村、上中富村、中富村の洪水や用水懸の水量不足で出来た荒地、不安定耕地の「開明」を申出たもので、中富手永惣庄屋新野尾伊平に提出され、伊平は近野門右衛門に掛合諒解のもとで、以前の井手下から川崎村田地境までの橋田村田畝の内に幅二間、流路三〇七、五間、川崎村田畝の内幅二間、流路八二間余、総延長三九一間余の井手が開掘されている。

開発資材、夫役について見ると、

「橋田井手床御年貢米作徳米共ニ地主へ私共三ヶ村地主より仕向可申候間是又宜様被仰付可被下候、積所御普請入用竹木明俵等之儀橋田村割合私共三ヶ村より出分竹木之儀は中富手永御山藪より被為拝領明俵之儀茂中富手永割賦被仰付拝領被下候様奉願候」



地籍図(明治8年、22年調製)
 避けて移転したものである。③①①は中富村であり、「絵図」では①が川崎、③が上中富。移しの家々は村内では別の集団を構成して殆んどが小作層であった。②の川崎井手の修築には⑩埋田井手はなくなってしまっている。

礮、井手新設に必要な竹木、明俵は、竹迫手永橋田村割当、川崎、中富、上中富村の区分は手永御山藪から、明俵は中富手永割賦で集められている。夫役については出夫の具体的数字は不詳であるが、「公用夫仕之事」更に「仕上起請文前書」の普請の丁場人夫御割賦から考えると中富、川崎、上中富の三村(人口は文化九年で六〇一名)だけでなく、地方組織の懸持から袋田、正観寺、更の上・下握屋まで及んでいたと考えられる。寛政十一年創設時の灌漑養水面積は

乍恐奉願寛

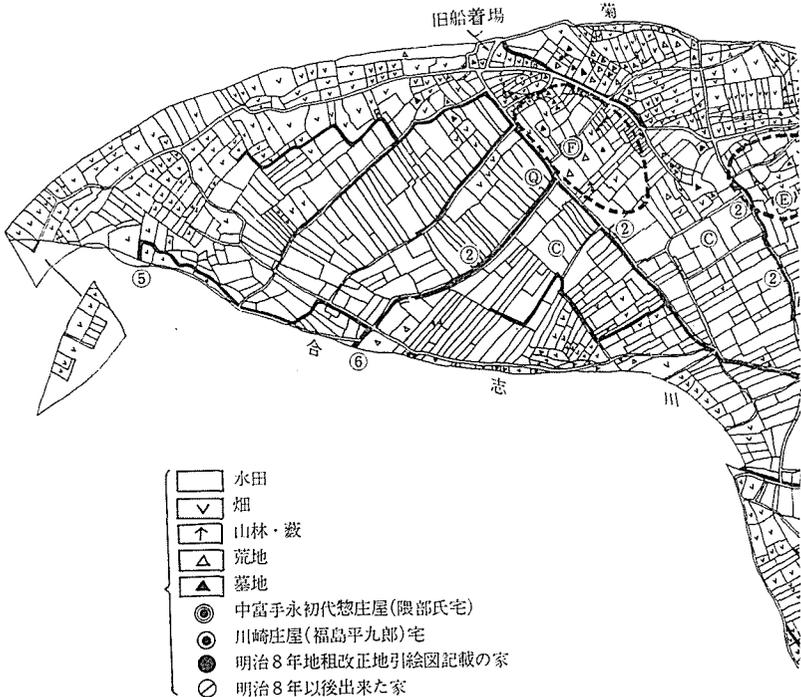
川崎村、中富村、上中富村

一、田畝数五町四段五畝三步

但従前々之田方新井手出来後全養

水仕候分

新地、諸畝物



第X図 川崎村(菊地川南岸)

中富手永絵図では③、④、⑤の集落が川崎村となっており、⑥は川崎新村で、④の古屋敷から洪水をの耕地となっている。①⑦は殆んど全部隈部氏同族で⑧⑨とは区別されるし、⑩の明治以降カマド集落の④、⑥、⑦の郷土によって明治初年行なわれた。現在全面にわたって耕地整理が行なわれ①の

川崎村、中富村、上中富村

一、畑畝数二町二反九畝三步

但新井手出来後田作之畝物出来仕候分

本方、新地、極荒地

合七町七反四畝六歩

願之通水門広方新井手掘替被仰付被下候へハ川崎村去酉年村直リ奉願候屋敷畑並に三ヶ村外内之畑も前条畝数の外本方新地野開物極荒共に十八町三反田作見込の畝数迫々と上畝物に仕立申度奉存候^⑤

と七町七反四畝六歩でこれは第Ⅳ表の川崎、中富、上中富の畝物、新地などの開発総計十三町六反二四歩の五八%を占めている。橋田礮——井手の新設によってこの三ヶ村の不安定耕地の回復が計られた事が知られるが、享和三年「覚」^⑥では、

「井手筋水門口漸幅一尺八寸位の井樋にて水樋狭く去夏数十日の干魃にて右畝数分の養水届兼及旱損候に付水門口拡め方の儀川崎村・中富村役人共より橋田村の役人へ重々申談候へ共去夏増水の節右水門口より打破り堤手及破損候に付右場所広め方の儀は断申出尤水門場所引替礮所際より蔭内掘通之広めの方の儀は支不申候由に付竹迫口役立会見分仕申談候初発奉願候井手筋の内四十間分は埋元々通り田地に引戻礮所際より蔭内掘橋田村畑方之内横幅一間より二間にて長百五十三間三合右埋口にて新井手掘方被仰付候へは水門広め方仕候ても支不申候

と水門広めが意図され、創設時の七町七反四畝六歩の他に前述「乍恐奉願覚」で示された本方新地・野開物、極荒共に十八町三反の田作見込の実段階に至っている。ここで示された「蔭内掘」は第Ⅴ図の明治初期地籍図では①の用水路で、寛永十一年新設井手筋の内、埋め元の田畝に引戻された四十間分は図の①で後に続く①の井手は現在「埋田井手」と呼ばれているものである^⑦。水門広めに伴って新しく掘られた井手筋は②の「川崎井手」であるが「③」点以西は明治期の新掘替井手で享保期は「④」点から北上し菊池川沿いまで延びていた井手が別にあつたといえる。この新井手筋により「川崎



写真2. 板 懸 堰

向こう側が南島井手, 右の方が川崎井手幅 3.6 m
落差 90 cm ある (昭和47年 6月撮影)

村古屋敷明畑、中富村畑並ニ極荒の内共に十八町余田作見込の畝数追々と上畝物出来仕御百姓共次第に成立……」と七町七反四畝六歩の他に十八町余の田作が出来ている。この場合、「川崎村古屋敷明畑」に当るのは図中㉔の部分で中富村畑は㉕、極荒は㉖地区で、地籍図の㉗新井手と㉘の「埋田井手」は㉙の部分で結ばれ㉚の「南島井手」に繋がっている。地籍図で㉛・㉜の畑地荒地となっている部分は「手水絵図」では川崎村の二村が記載されているが、この㉛・㉜の集落の周囲は寛政十一年㉝の「埋田井手」新設までは畑作地・水損荒地であった。寛政十年川崎村から小島村への仕立百姓の主体はこの㉛・㉜の集落の竈潰れ百姓であったと考えられる。上中富村畑には明治初期以降、中富村からの「竈移し」が行なわれている。

この様な新井手掘による耕地安定化の一方、寛政年間には正院手永山城村、二田村、宮原村の草堰を「土俵猫伏がけ」にしたこと、分田村合志川の草堰を石堰に改修した事により、上・中・下分田村や上・中・下小柳村の養水は不足し、その余水を受けていた下流の山鹿手永南島村、長坂村は灌漑用水不足を補充する目的で文化三年、岩原村に南島掘方により一町八畝の新堤を新設すると同時に文化十一年には用水を引くべく橋田堰懸の井手催合を申込んでいる。

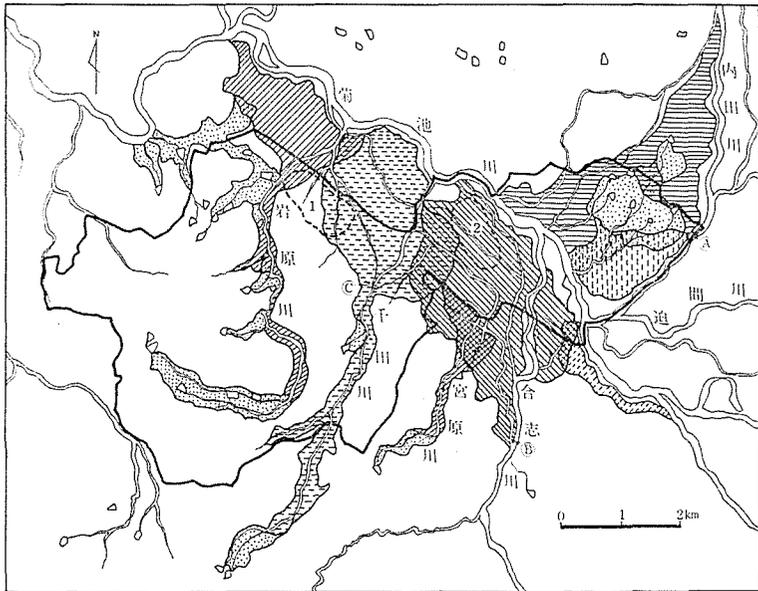
「私共村田方竹迫手永橋田村者菊池川筋磧所並井手筋共ニ山鹿手永南嶋より催合ニ而養水取下し申度被申談候ニ付元水強り御座候ニ付磧所手堅く磧方仕井手筋等広め方相成候ハハ夫レ長ケ者井手水相増可申と及見申候ニ付私共田方養水長ケ取入余分者南嶋村へ下し申管ニ熟談仕候……」

ところが用水分配について、

「二筋の井手立方ニ相成候而者右余水者不殘南嶋井手に落込申候ニ付若洪水ニ付而積所井手筋等破損仕井手水下り下申節者右下田分者直ニ干田ニ相成申外無座候其上私共井手筋は押水ニ而南嶋井手者引水ニ付洩水ノ儀モ計難ク……」^④

と第X図で③④が「二筋の井手筋」にあたるが①点で川崎井手と南嶋井手は繋り③は合志川上の「かけひ」で分田井手に続いている。ところが写真2で見ると通り②の「川崎井手」より③④の「南嶋井手」の方が深く分水しない限り全て南嶋井手に養水は流れ込む事になり②の「川崎井手」懸の「下田」(図中①点より下流)は旱田化し、安定化した①、②地域耕地が再び「田成畑」化する事になる。そのため川崎、中富、上中富三村は共同して、

「別井手之儀ハ乍恐潰し方被仰付私共井手広メ方ニ相成申度左候而下モ手ニ至り私共村之水取入之井手南島村余水取下しの井手分水場所ニ而双方共ニ井手広サ深サ同様土台を据え石柱立ニ



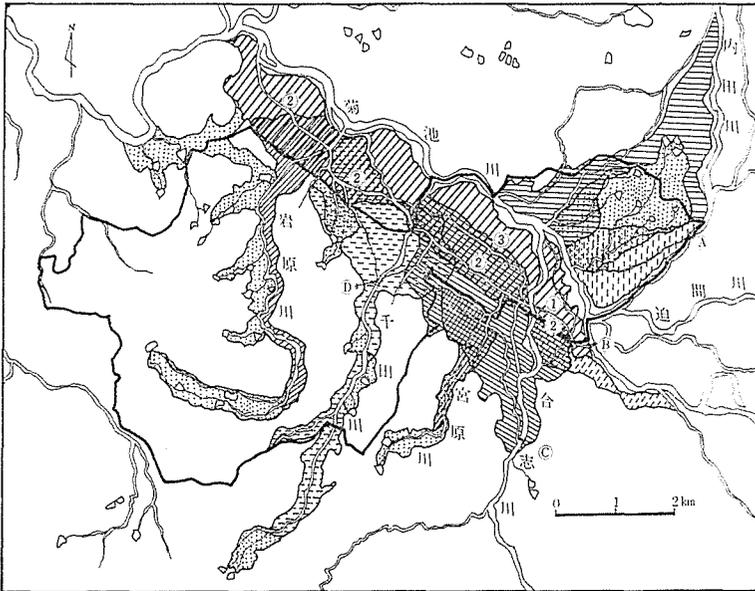
岩原川懸
 千田川懸
 合志川懸
 内田川懸
 堀(溜池)懸
 宮原川懸
 菊池川懸
 内田川掘屋懸
 ④堀山堀 ⑤山堀 ⑥宮村堀
 1.沼田 2.田成畑

第XI-1図 中富手内用水懸(橋田堰建設前)

ふ、板懸之仕法ニ仕私共村田養水不足仕候節ハ南島井手ニ板懸ケ仕私共方余水に相成候節ハ私共方之井手に板懸ケ仕候様被仰付可被下候尤私共井手筋ハ押水ニ而南島井手筋ハ合志川ニ落し入引水ニ相成候ニ付南島井手広げつぎ不申様合志川打出之所並中程ニ巻ケ所双方分水井手之所共ニ都合三ヶ所敷石はめ方御免被仰付置被下候様奉願候^④(傍点筆者)

と图中①地点に板懸堰(写真2)を設置し用水分配を計り、⑤⑥⑦の部分に漏水防止、水利調節の敷石をはめる事で決着がつけられ、最終的に南島の橋田井手催合が成立している。しかしこの山鹿手永南島村の橋田堰懸の井手筋催合加入により、同年、合志川懸りの分田や千田川懸、合志川懸の小柳地区から養水増加の要求が起り、文政七年には板懸堰での配水様式に変更が見られた。

この橋田堰懸りの井手系統は「川崎井手」と「南島井手」と南島井手の支線をなす「分田井手」からなりそれぞれ四三二〇間、二一六〇間、一一〇〇間と



岩原川懸 千田川懸 合志川懸 内田川懸 菊池川橋田堰懸
 堤(菊池)懸 宮原川懸 菊池川懸 内田川持屋堰懸
 ①川崎井手 ②南島井手 ③分田井手 ④提屋堰 ⑤橋田堰 ⑥山城堰 ⑦宮村堰

第Ⅺ-2図 中富手内用水懸(橋田堰建設後)

総延長七六八〇間に達し、中富手永最大の規模の井手筋となっている。橋田堰懸井手系統の編成により用水懸は第Ⅺ・1 図から第Ⅺ・2 図の様に大きく変化している。基本的に変更が見られるのは、以前の川崎、中富、上中富村の菊池川南岸耕地が、竹迫手永橋田村・正院手永芦原村の余水に、北岸では握屋、袋田、正観寺村の余水に依存し、分田、小柳村は宮村、久野、千田村の余水と合志川山城堰懸で、山鹿手永南島、長坂村は千田川、余水や岩原村余水であったものが、橋田堰懸井手系統の編成により、中富、川崎、上中富村の合志川を隔てた分田、小柳村、更に南島、長坂村まで菊池川水懸りが拡大した点にある。水利系統は岩原川懸、千田川懸や小規模の溜池懸の丘陵地域と菊池川低地の橋田堰懸・更に菊池川北岸の握屋堰懸と大きく分割される事になった。

これらの用水体系の再編成は明治以降も続けて行なわれているが、基本的な枠組は変更されていない。

- ① 明治十一年「海辺新地地主定メニ付願末書」(松井家文書)
- ② 鹿子木維善「藤公遺業記」(肥後文献叢書第二巻所収)や「勝国遺水記」(熊本市河島又生氏所蔵)。新田開発に伴う百姓遷住政策については「加藤清正定書」(『北里文庫』熊本県史料中世編第一巻)、「加藤清正書状」(『熊本市博物館蔵』熊本県史料中世編第二巻所収)を参照。
- ③ 本田彰男「肥後藩農業水利史―肥後藩農業水利施設の歴史的研究―」(昭和四五)や同「肥後藩干拓史概説付年表」(九州農業史史料三輯所収(昭和四二))
- ④ 大江志乃夫「熊本藩における藩政改革」(堀江英一編「藩政改革の研究」所収)
- ⑤ 佐藤郁夫「肥後藩の干拓新田―特に八代海沿岸百町、四百町、七百町新地についての問題―」(前掲「原田徹明先生古稀記念国史論叢所収」)手永開の他榎方開、出百姓、鍛先人、移住民などについても触れている。
- ⑥ 寛文十年御郡方記録帳(熊本県立図書館蔵)
- ⑦ 蓑田勝彦「肥後藩の干拓新田―いわゆる『土族開』について―」(前掲「原田徹明先生古稀記念国史論叢」所収)これでは松井家、有吉家の土族開の性格について述べたもので、先地権や永小作との関係については
- 喜多村俊夫「干拓新田の歴史地理的構造」(名古屋大学文学部研究論集Ⅴ史学第二号)、同「肥後藩干拓新田の特異性」(熊本史学第三号)参照
- ⑧ 渡辺宗尚「玉名農業の歴史的展開」(熊本農業経済学会昭和三八年度県委託研究報告(下)所収)
- ⑨ 渡辺、前掲論文⑧
- ⑩ 前掲「御郡方記録帳」、官職制度考卷三の郡政部并田賦では野開に因して「右芝野を抜き明け本方郡方共に納む並には銀六匁六分宛なり地悪き所は又減て納む」とあるが、飽田、託摩両郡では家中百姓の馬草刈場がなくなるので新地、野開ともに禁止されていた(熊本県史料集成第十一集「肥後藩の政治」四五頁)

⑪ 安政二年菊池川全図(熊本県立図書館蔵・絵図目録〇一〇)これは「以曲尺三寸為百間」と二千分の一の絵図で護岸施設、橋梁、礮、新地、荒地に關する描圖は詳細で用水態についても、

「寺田井種養水歌

一、惣畝數六百貳拾六町七反叁畝九步本地・新地諸開諸畝物共ニ」など養水面積が列記されている。

⑫ 官職制度考卷三郡政部并田賦(肥後文獻叢書第一卷所収)

⑬ 延宝八年七月申渡覺書。「新地出高、畝物等、御百姓働にて仕立候分は其地之様子次第、本方よりは老割式割の間德態を下げ候て懸可被申候事」熊本県史料集成第十一集六七頁に再録)

⑭ 萩田前掲論文四一⑳

⑮ 肥後藩林制沿革史稿所収土貢管見録、他、森田誠「肥後藩林政の性格について」(熊本史学第三号)参照

⑯ 前掲、寛文十年御郡方記録帳

⑰ 前掲、郡政部并田賦

⑱ 統細川家譜(九大国史所蔵)

「十一月晦日新地開并仕立百姓之儀ニ付御触一筆申触候、御郡中ニ手開を仕其處其断新百姓を仕立被申候衆今迄、何方へも無其断家来分ニ被仕置候衆も有之由候、他國者へ不及申御國者ニ而候新百姓被仕立候へ、御郡奉行衆江可被相届候尤前廉仕立置に不被相断衆も今後相改郡奉行衆江可被相届候其上を以宗門改諸触等如御法御郡奉行衆も可被支配候間左様可被相心得候、勿論仕立百姓之儀ニ候得へ、諸役等被仰仕ニ而無之候、此段御組頭衆者御組中へも可有沙汰候恐々謹言右之通御家中相触候ニ付如斯御座候以上

延宝五年十一月晦日」(傍点筆者)

⑲ 前掲統細川家譜「唯今之知行所ニ而出作被仕候分百姓と相對次第ニ候、尤其高地百姓受取申度と申候、へ可被差違候事」

⑳ 松井家文書「先例略記知行之部」(熊本県立図書館蔵)の口上書

「前々御赦免開所持之面々依頼御知行ニ而直下候茂有之候得共向後者通例之願筋にて者難被仰付候、然共無抛願之筋目有之開地ニ仕立百姓茂附居候而地居り、地味等茂本知同前程之開地ニ候者其野之品ニより御知行ニ而被直下候茂可有之哉、常禁之出作開にて少宛郡數所々ニ飛散有之不足之地にて候者願難被為被為叶旨候事」(傍点筆者)

㉑ 御免方雜部(熊本女子大学蔵)、益田弥一右衛門上書秘密(同所蔵)、なおこの益田弥一右衛門は中富手永広村に八九石二斗の給知を有している。

㉒ 前掲、中富手永風土記注四一⑱参照

㉓ 文久二年三月御内意見之覽、出百姓籍帳添(「中村手永御密庄御内意見」所収)(熊本県山鹿市坂田茂男氏蔵)

㉔ 前掲、中富手永風土記、や前掲㉒「御内意見之覽」

㉕ 前掲、中富手永風土記

㉖ 門岡久「岱明町地方史」、新野尾清左衛門、伊平父子の業績については花岡興輝氏の論稿(『石人』第六・八・九・十)参照

㉗ 統細川家譜「公堂雜記」(北岡文庫蔵)

㉘ 統細川家譜「御郡江可被仰渡書付」、「官職制度考」(肥後文獻叢書卷一所収一七一頁)

㉙ 前掲、郡政部并田賦

㉚ 前掲、郡政部并田賦

㉛ 前掲、郡政部并田賦

㉜ 前掲、官職制度考四「雜部」

㉝ 前掲「堅々誓詞書物帳」註四一の参照

㉞ 前掲「乍恐奉願覚」

㉟ 前掲「乍恐奉願覚」

㊱ 享保三年「乍恐奉願覚」(鹿本町川崎区長保管)

②⑦ 現地での開取りによる。

②⑧ 同「乍恐奉願覚」

②⑨ ③部分の十戸は中富村の内、菊池川北岸からの移住者で構成され現

在も部落組織は周辺とは異っている。

④⑩ 前掲、中富手永風土記

④⑪ 文化十一年「申上書」(鹿本町川崎区長保管)

④⑫ 「菊池川水系農業水利実態報告書」(農林省農地局)

六 む す び

村落の展開過程の四類型のうちから最も肥後藩に典型的に見られる(Ⅰ)型(特に(Ⅰ)―⑥型)を代表するものとして選定した玉名郡中富手永は藩全体からみると地方知行が長く残存した地域であり、開発過程、地方組織、集落構成において重要な影響を与えている。開発過程についてみると、初期「郷帳」段階より中期の延宝期から享保期にかけては、(Ⅰ)―⑥型の中で肥後藩全体の開発進展状況に比較して著しい進展を示している。特に菊池川支流の干田川、岩原川などの上流部開折丘陵地域において著しく、多くの分村、村落の分胞現象を伴いながら開発が進展している。これに対し、菊池川、合志川沿いの低地村落では延宝期以前の「古新地」に示されたように開発は殆んど進展していなかった。中期以降、河川沿低地村落での開発もわずかながら進展してくるが、開発規模は丘陵地域に比べると極めて小さいものであったし、開発適地も河岸沿いの旧来の自然堤防沿いの畑地、その背後の後背湿地の部分に限られていた。

しかし村落レベルでの石高では、丘陵地域の開発は中期以降も継続して行なわれ、開発規模も低地村落より大きいものであったが、その増加率は停滞しているし、開発は進展しながら、石高は減少するという傾向も見られた。低地での開発は小規模ながら、中期以降右高増加率は丘陵地村落を上まわり、次第に生産力展開過程において逆転現象が起きた事が知られた。

丘陵地村落と低地村落という二つの地域的枠組の中で、中期以降前者では開発過程が生産力上昇として反映されず、既存の村落耕地の荒廃化——再開発の傾向は低地村落でも宝暦期以後多く見られ、旧来の水利用水体系の枠内で進められて

いた開発様式が、既存の村落耕地の再開発と平行して進められねばならなかった事を意味している。これは一つには、既存の開発様式と水利体系が村落レベルでの生産力の展開過程の上で桎梏となっていたからである。前期から中期にかけての新地主体の開発過程から中期から末期にかけての新地——既存開発地——という再開発を伴う開発過程では、開発主体・開発資本(資材・労働力)だけでなく、既存の水利用水体系の再編成に必要な村落地方組織の再編と同時に、水利土木工事に関する技術的レベルでの問題も質的に異なったものとなっている。

丘陵地域村落の中期以降の開発過程は畑地では初期の野開から、給人層を主体とする御建山——建山畑などの組織だった御赦免開の傾向が強化されると同時に、丘陵開析谷の低地での水田耕地については、旧来の堤、溜池を主とするものに新堤、新井手を増設する過程で既存耕地の安定化と耕地拡大が計られている。即ち水田耕地に関しては大きく旧来の水利体系の枠を再編成することは行われず、畑地を主体とする開発の組織系統化が強化される方向で進んでいるのが特徴であるといえる。

これに対して低地村落では、既存の耕地の安定化——新地開発は、水利体系の大きな再編成が必要であった事により、旧来の各村落レベルでの開発が独自には出来ず、手永レベルでの援助を必要とした。特に大規模な水利系統の再編の基礎作業としての菊池川護岸工事等への手永出夫、夫役割賦、又その経費の面でも下流の手永連合での大規模干拓による費用負担分抽出が計られている。こうした背景のもとで、手永内の二〜三ヶ村連合で開発が進められていったが、この水利用水体系の再編成の過程では、橋田堰、川崎井手、分田井手、南島井手掘鑿の例でも示した様に治水工事、用水路建設、用水配分の面で村落間の利害がからまり、数度の調節が行なわれている。特に丘陵地村落の畑地を主とする開発の組織化に給人層や、地侍、一領一正などの在地郷土が重要な主導権を握っていた事と対応して、低地村落においても水利土木工事、水利権、井手料米などの開発組織化の面では、給人、郷土層にその主要な権限を把握されていた事は注意される。

集落構成や地方組織も中期までの開発過程の中で細分化の方向で展開していったが、この村落の一種の分解過程も地方

知行の配置形態と関係して、分村の多くが給知として把握され、分解過程が地方知行の系列内で進展していた事が知られる。

宝暦期を中心とし、それ以降の時期においては、村落の分解過程から、藩の行政事務レベルでの合理化と同時に、各村落レベルでの組織的再開発を意図した村落地方組織の再編成・即ち寄村統合過程に転じている。これらの村落レベルでの分解——統合過程は地方知行とも関係して、地方組織に錯綜した懸持形態をとらせる事になった。この地方組織にみられる錯綜関係も、基本的には村落耕地の入組、下作請作関係、仕立百姓、電移しなどの村落間の農民移動、用水懸、地方知行形態など、その村落の展開過程と密接に関連したものであるが筆者はこれを類型的対応として四つに整理しておいた。特にその場合、治水、灌漑、橋梁補修その他労働夫役割賦など、村落の開発の基礎的な部門を把握し、給人層、郷土層と同様、在地利害に密着している頭百姓、肝煎層は、実質的な寄村統合過程にも組込まれず、独自の組織系統を有していた。この独自の組織系統が、村落連合での開発段階では、基本的側面である労働夫役、人畜割賦などで重要な役割を果たしている。しかし、手永レベルでの開発には主として村単位の手永出夫が見られるところから、開発規模に対応した地方組織の再編成であった事は注目されてよからう。

この中期から後期に見られた一連の開発の組織化、水利体系の再編成と既存耕地の安定化などは、前期に見られた旧来の村落間の結合関係を大きく変えていった。

祭祀形態でも、初期に干田庄として郷社単位で行なわれていた祭祀圏も個別に分解されていった事が知られる。しかしこの祭祀形態についての具体的検討は紙面の関係上、ここでは問題だけを指摘しておき、村落展開の諸類型の個々のケースでの検討や類型相互の関連についての検討と同様次の機会に譲りたい。

(京都大学大学院生)

older than the latter, was once again put forward in this time of troubles, when the election principle meant the opposition to the traditional monarchy and its aim was to establish the joint rule of landed aristocracy.

In 1057 Isaac Comnenus, uncle of Alexius, was proclaimed Emperor by the landed aristocracy of Asia Minor. In spite of the opposition of his supporters, however, he accepted the proposal of Emperor Michael VI that he should be adopted by the Emperor and recognized the heir to the throne. Soon he was crowned Emperor, but he ruled only from 1057 to 1059, hostile aristocrats plotted a conspiracy against him. Twenty four years later Alexius Comnenus was proclaimed Emperor and came to the throne as the result of the alliance of many landed aristocrats. The joint rule of the landed aristocracy had been realized this time. Comparing the accessions of Isaac and Alexius Comnenus, I came to the conclusion that the reconstruction after 1081 should be ascribed to the joint rule of the landed aristocracy which, after the struggles amongst themselves, was realized in the revolution of 1081.

The Structure and Development Process of Rural

Settlement in the 'Bakuhan 幕藩- Regime'

—A Case Study of 'Higo' 肥後 Province—

by

T. Hisatake

This article will focus on the examination of basic structure and development process of rural settlement, setting regional types through the land exploitation process, of 'Higo' province in the 'Bakuhan-Regime'.

The author, as an extensive preliminary work, has classified roughly four types of rural settlements in Higo Province through analyzing the development process of agricultural productivity per a village. Next in the intensive work, he will take a sample study of 'Nakadomi-Tenaga' 中富手永 or small specific administrative area, dealing with little known historical manuscripts 'Tenaga-Kagami' 手永鑑 and old pictorial maps

'*Tenaga-Ezu*' 手永絵図 which are essential for analysis of historical process.

The viewpoints of his consist of two aspects; one is the co-relation between land exploitation around rural settlement and a rise of agricultural productivity, the other is daughter-village formation process accruing fief distributions and social organization formed inter-village relation which are basic bondages of the rural village structure.

As the results of investigation of sample study, the author can acknowledge next development process of rural settlement.

In the former half period, from '*Kan'ei*' 寛永 up to '*Kyoho*' 享保, land exploitation around villages had been rapidly promoted especially in hillside regions under the leadership of '*Kyunin*' 給人 or a subject of landlord, rising agricultural productivity which reflected in fief distribution or newly established small hamlets near parent villages.

In the latter half period, from '*Kyoho*' up to the end of '*Bakuhhan-Regime*', land exploitation moved to the river side or lowland area, causing social stratification between each village. Agricultural productivity became increasingly stagnant, though enlargement of land exploitation near around settlements, partly because of devastation in the established arable land through disfunctioning of old irrigation system, partly because of breaking down in the agricultural productivity balance between newly exploited arable land and established cultivations near settlements.

With a series of '*Horeki-Reformations*' 宝暦改革, in which we can recognize some kinds of epoch-making practices, the act of Congregation of Rural Settlements '*Yose-Mura*' 寄村 had been regulated for the purpose of rationalizing complicated administrative systems, of adjusting parent-daughter village combinations, of redistribution in fiefs. These reformative regulations resulted in stabilized productivity or improvement of co-operative labouring organization for mutual exchange of intra- and inter- village, some of which remain, even in the present time, effective roles taken.

We can find good adaptation, for example, of old irrigation system to the new style functioning modern cultivations, in which great attempts of readjustment process of conflicts have been done for better rural life.